

令和2年12月第4回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 令和2年12月8日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 栗 林 澄 恵
3番 木 内 文 雄
4番 新 見 準
5番 小 川 喜 敬
6番 山 田 雅 士
7番 小 澤 孝 延
8番 角 麻 子
9番 小 菅 耕 二
10番 木 村 利 晴
11番 石 井 孝 昭
12番 桜 田 秀 雄
13番 林 修 三
14番 山 口 孝 弘
15番 小 高 良 則
16番 加 藤 弘
17番 京 増 藤 江
18番 丸 山 わき子
19番 林 政 男
20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

1番 小 向 繁 展

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	橋 本 欣 也
総 務 部	長	大 木 俊 行
総務部参事(事) 財政課長		會 嶋 禎 人
市 民 部	長	吉 田 正 明
経 済 環 境 部	長	黒 崎 淳 一

建設部長 市川明男
高齢者福祉課長 飛田雅章
水道課長 海保直之

・連絡員

総務部参事(事)秘書広報課長 鈴木正義
総務部参事(事)総務課長 片岡和久
社会福祉課長 堀越和則
農政課長 相川幸法
道路河川課長 中込正美

○教育委員会

・議案説明者

教育長 加曾利佳信
教育次長 関貴美代
教育総務課長 井口安弘

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長 日野原広志
副主幹 中嶋敏江
副主幹 須賀澤勲
主査 嘉瀬順子
主任主事 今関雅
主任主事 村山のり子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第4号)

令和2年12月8日(火) 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

12月7日までに受理した陳情1件につきましてはその写しを配付しておきました。

次に、本日の欠席届出が小向繁展議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、12月4日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

最初に、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を許します。

○丸山わき子君

まず、質問に入る前に、この間のコロナでお亡くなりになりました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、今なお治療中の皆様、1日も早い完治を祈念するものでございます。

それでは、私は、今回3点にわたりまして質問するものであります。

まず、1点目には、新型コロナから、いのち・くらしを守るためにということで、PCR検査についてお伺いいたします。

無症状感染者の把握、保護をということでございます。第3波を迎えた新型コロナウイルスの感染拡大は、軽症、無症状の人にも感染力があり、幅広い地域、幅広い年齢層、高齢者の重症化を特徴として感染が拡大しております。PCR検査を広く実施することで、無症状を含めた感染者を早く見付け、保護することが必要であると思っておりますが、市長の認識をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

症状の軽重にかかわらず、相談、受診、検査を受けられる体制の整備が新型コロナウイルス感染症対策に重要であり、このことが症状の悪化を防ぎ、感染の広がりを抑えることにつながるものと考えております。

市民の皆様方には、発熱等の気になる症状のある方は、かかりつけ医に電話で相談してください。かかりつけ医のない方は、千葉県発熱相談コールセンター、または健康増進課に電話で相談いただければ、受診、または相談可能な医療機関をご紹介します。

季節性インフルエンザも含めた感染症の拡大防止と、市民の皆様の安心感の確保に努めてまいります。

○丸山わき子君

今、市長の答弁からは、市独自で対応するという、そういった姿勢が見られないのは大変残念だというふうに思うわけですが、2点目に、医療、施設、学校、保育園等職員の定期的検

査、これをぜひとも踏み出していくべきではないかなというふうに思うわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

無症状者に対するPCR検査につきましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会から、検査の実施に伴い、医療機関及び保健所の負荷が増大することや、無症状者から感染者を発見する可能性は極めて低いなど、感染拡大防止に対する効果は低いことが提言されておりますので、定期的検査の実施については予定をしておりません。

本市のPCR検査の実施については、政府の提言を基に、感染者の発生状況に応じまして、新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして検討してまいります。

○丸山わき子君

11月の県内の感染者は1千973人と増加の一途をたどっており、今月に入っても増えているところがございます。県にコロナ対応を助言しています対策会議専門部会は、1日の緊急会議を開きまして、部会長の山本修一千葉大副学長が、「県内のどこにも新型コロナウイルスがいて、どこからでもクラスターが発生し得る。これまでとは違う状況だ」という指摘、警告をしているわけです。その対策が求められるというふうに思うわけですが、県内でも、コロナ感染防止のためのPCR検査などへの補助、支援が増えていきます。

印旛管内でも、印西市、酒々井町、佐倉市などが取り組まれています。また、松戸市、市川市などでも、そういった取組が進められているところがございますが、ぜひ八街市でも、政府の方針ではなくて、八街市独自の取組、八街市民をどう守っていくのか、予防的な立場からの取組を求めたい、このように思うわけですが、その辺についていかがでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

PCR検査ということがございますけれども、確かにこのPCR検査につきましては、議員さんのご指摘どおり、定期的に行わないとあまりその効果はないということは十分認識しているところがございます。

ただ、そういった中にありまして、無制限に希望する方のPCR検査にその補助を出していくということになってまいりますと、多額の予算を必要とすることになってまいります。したがって、今後、国の新たな支援の中で、市の方にそういった独自の予算が回ってくれば、そういった中で、先ほど市長の方が答弁いたしましたように、対策本部の中で、そういった施策については検討してまいりたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

今のところ、国の方は、今日も第3次の補正予算を発表するとしておりますけれども、こういった具体的なコロナ対策に関しての補正予算の内容にはなっていないわけですね。独自のPCR検査の拡充は全額負担、本当に財政的には大変な状況にあるわけです。それは私も承知で質問しているわけなんですけれども、また、行政検査として行う場合、費用の半分が自治体負担だということで、本当にこういったPCR検査を独自でやる、あるいは拡充してや

りたいんだという自治体の足かせになってしまっているわけですね。国に対して、全額の費用負担を求めていくべきではないかというふうに思いますが、その辺について市長にお伺いいたします。いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

実は全国市長会で、医療提供体制の確保と財政措置等の充実についてということで、医療機関が医療用マスク、アルコール消毒液、感染予防等の感染防具や人工呼吸器の医療用資機材を確保できるよう、安定的な供給体制を構築すること、そして、PCR検査の充実をはじめ、患者の受入先確保など、十分な医療提供体制ができるよう、病院間の支援ネットワーク、臨床検査技師、看護師派遣などの医療人材の確保につきまして、国が都道府県と連携して広域的な支援体制を構築するというので、全国市長会で決議しておりますので、そのことを踏まえた中で要望を続けてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

国の第2次補正予算の中では、まだ7兆円使われていないわけですね。そういう点では、こういったPCR検査にきちんと活用するようにと、積極的な、そういった要望を挙げていただきたい。もう既に挙げているとは言われていますけれども、いまだに実施されていないわけなので、そういった点では早急な強い要望を挙げていただきたい。このことを申し上げておきます。

次に、医療、救急搬送体制についてお伺いするところなんですけれども、発熱外来の医療機関について、千葉県は、新型コロナウイルスとインフルエンザ同時流行に備えて、感染の疑いのある患者に対応する発熱外来医療機関として、県内346の病院、診療所を指定したわけなんですけれども、従来のように保健所を通さず、かかりつけ医での相談やPCR検査ができる仕組みとなったということで県が発表しておりますけれども、八街市では何か所の病院が対応できるようになったのか、その辺についていかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

千葉県におきまして、発熱外来は、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症との同時流行に備えまして、地域の診療所など、多くの医療機関で速やかに発熱等に係る相談・診療・検査を受けられる体制として整備され、令和2年11月16日から運用が開始されました。発熱患者を受け入れる意向を表明した医療機関のうち、県の指定を受けたものとなります。市内の医療機関のうち、発熱外来の指定を希望する機関は、病院が1機関、診療所が3機関ありますが、医療機関名は公表されておられません。

市民の皆様方には、まずはかかりつけ医など、身近な医療機関に電話で相談されて、必ず事前予約をしてから受診してください。かかりつけ医がいない場合や、発熱外来の受診を希望する場合は、千葉県発熱相談コールセンター、または健康増進課にご相談いただければと思っております。

○丸山わき子君

保健所を通さずPCR検査ができるようになってきているにもかかわらず、相変わらず検査ができる病院等が公表されないという点では、市民にとっては本当に真っ暗闇ですよ。全然分からないと。とにかく自分であちこち電話をして、それで聞きなさいよと。大変不親切な状況じゃないかなというふうに思うわけです。取りあえずはかかりつけ医から訪問して、最後はたどり着きなさいよという、そういうやり方で果たしていいのかどうかと。

きちんともっと市民に分かりやすい、そういう対応をすべきではないかなというふうに思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

この医療機関名の公表につきましては、今市長が答弁したように、現在については行われておりません。これは発熱外来を行っております医療機関というものがまだ少ないということから、公表した場合のその病院、あるいはその病院の職員の方への誹謗中傷などが心配されるため、公表されていないというようなことも伺っております。

今後、どの病院もこの発熱外来を行うというようなことになってくれば、今後公表はされていくものではないかというふうに考えております。

○丸山わき子君

大変市民にとっては全く見えないという点で、本当に拡大された病院が八街にあるのだということも市民には知らされていない。だからやっぱり、八街市ではコロナ対策として4つの医療機関が対応できるんですよという、そういうことをきちんと市民にも知らせると、そういうことが必要ではないかと。

それから、年末年始の対応はどのようになさるのでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

年末年始の対応につきましては、それぞれ医師会の方で当番医というものを決めて実施をするということになるかと思います。

○丸山わき子君

じゃあ、年末年始、PCR検査は市内でもできるんだよということによろしいですね。

次に、消防救急隊の感染者の移送、搬送への手当についてなのでございますが、佐倉市八街市酒々井町消防組合には、八街市民の税金を原資とした負担金を払い、また、北村市長は副管理者となっておりますので、消防署職員の新型コロナウイルス感染症により生じた事態の対処の手当についてお伺いするわけでありませう。

現在、救急活動の手当は1回200円、救急救命士の手当は1回500円ということになっています。新型コロナ感染者の疑いのある方の移送、搬送に対して、救急隊員の特殊勤務手当、この支給はどのようにお考えになっているのか、その辺についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

総務省より、令和2年3月18日付で、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例について、人事院規則の一部改正がございまして、新型コ

コロナウイルス感染者と接触した職員の特殊勤務手当につきまして示されたところでございます。

佐倉市八街市酒々井町消防組合におきましては、この感染症により生じた事態に対処するための防疫作業手当は支給しておりませんが、令和2年度より、救急業務等に従事した救急隊員等を対象として、新たに救急活動手当及び救急救命手当を支給しているところでございます。

○丸山わき子君

支給しているということなんですけれども、3月18日の人事院勧告の規則というのは、作業1日当たり3千円で、患者、またはその疑いのある方の直接接触、こうした作業に当たった方は4千円ということで、この3千円、4千円が支給はまだされていないわけですよ。やはりもう既に3月に勧告されているわけですから、これは今年度4月に遡って支給するように。この八街の市議会で決めるわけにはいかないわけで、ぜひこれは広域の組合の中で、4月に遡っての支給を検討いただきたいというふうに思いますが、市長、その辺について、どうでしょう。

○市長（北村新司君）

その件につきましては、消防組合議会でしっかりと議論、検討してまいります。

○丸山わき子君

本当に市民の皆さんを搬送していただくわけなんですけれども、そういう中で、本当に消防隊員の皆さんが感染と戦いながらの、そういう仕事となっています。既に直接かどうかは分かりませんが、消防署の職員の方がコロナ感染されているという実態もございますので、ぜひこの対応を早急にしていただきたいということを申し上げておきます。

次に、インフルエンザ予防接種についてであります。先だっても、この予防接種に関しての質問がございました。現在の接種状況は分かりました。今後の摂取の見通しはどうか、その辺について伺いたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

さきの個人質問5、公明党、木内文雄議員、個人質問9、誠和会、山田雅士議員に答弁したとおりでございますけれども、インフルエンザにつきましては、10月の接種につきましては、65歳以上の定期接種が8千173人で、38.7パーセント、妊婦、小児が329人で、10.5パーセントで、全体の接種率が約35パーセントとなっております。

今後の接種の見通しにつきましては、供給量との兼ね合いもございますが、千葉県は、例年インフルエンザの予防接種のピークが11月で、ワクチンもそれに合わせて生産するとしておりますので、ワクチンの残量がどれくらいあるかは把握できない状況でございます。

より多くの方に予防接種ができればと思いますが、インフルエンザにかからないよう、日頃の予防も重要となってきますので、マスクや手指消毒など、新型コロナウイルス感染症と同様の対策を取っていただくよう、周知していきたいと考えております。

○丸山わき子君

このワクチン不足で、子どもは2回摂取するわけですが、1回しか摂取できていない、あるいは希望する高齢者が受けることができない、こういった声が上がっているわけです。

65歳以上の方に対しては、対象者の約48パーセントの方々が受けられたというようなことなんですけれども、まだ半分以上の方々は接種を受けられない状況なわけですね。半分というのは新年度予算に対しての半分です。新年度予算に対して受けられているわけですが、しかし、いまだに受けたいけれども受けられないんだという市民の皆さんがいらっしゃるわけで、本当にワクチンの在庫状況が分かるようにできないのかどうか、その辺についてはどのようにお考えでしょう。

○市民部長（吉田正明君）

ワクチンの供給ですけれども、今現在、千葉県におきましては140万本、約280万人分が供給されているというように伺っております。しかしながら、日本全体の量におきましても、3千322万本分、約6千600万人分のワクチンしか製造されていないというところで、日本の人口の約半分程度しか、そもそもの供給というか、生産がされていないというのが実情かと思えます。

こういった中で、確かに今は、どれぐらいの本数が残っているのかといったところが明確になってこないと、なかなか今後の対応も取りづらいつとところがあるんですが、市内の医療機関の方に、健康増進課の方から独自に聞き取りをさせていただきましたところ、市内のほとんどの医療機関で今ほぼ在庫がない、入荷の予定もないという回答をいただいているところがほとんどでございます。若干ワクチンに余裕があるというところはごく僅かであるという状況でございます。

○丸山わき子君

予約の電話をしても在庫はありませんという、どこに話しても、ありませんという、その言葉に大変不安になっている、こういう市民が大変多いかというふうに思います。これは、そもそもが当初から足りないというのが実態なんだけれども、でも、少しずつ入荷するという状況があるようなので、そういった点でも、もう少し市民に分かるような、そういう取組をぜひ進めていただきたいというふうに思います。

次に、くらし・市内経済活性化支援についてなんですけれども、三密を避けるなど、新しい生活用式は売上げの減少や、それから、需要と消費の減退を長引かせて、行き先が見えない不安が広がっております。廃業を考えているという声も聞かれます。年末にかけて、本当に倒産、廃業が急増するのではないか、こんなおそれがあるわけなんですけれども、中小企業の廃業、倒産、リストラ、解雇、雇い止めなど、雇用危機が進行すれば、地域経済を一層悪化させることとなります。雇用と事業を維持し、持続できるように最大限支援することが、国にも、また、市にも求められていると思います。

そこで、元気アップ給付金の存続についてお伺いするわけですが、まず、中小企業元気アップ給付金、65歳以上の高齢者への商品券は、市内事業者を励ますものとなっています。

すが、市内事業者の経営状況の把握、今どのようになっているのか、どのように把握されていますでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市中小企業元気アップ給付金事業につきましては、6月1日より、国の持続化給付金や、千葉県の中企業再建支援金と同様に、売上げが大幅に減少した中企業者を対象に、速やかに現金を支給することにより、事業の継続を支援してまいりました。7月28日以降の申請分からは、対前年度比売上減少率を50パーセント以上から20パーセント以上に緩和したほか、対象者に社会福祉法人、特定非営利活動法人等を追加するなど、支給要件の拡充を行い、総計で1千536件の申請を受理いたしました。

申請の内容を見ますと、減少率50パーセント以上の事業者は全体の86パーセント、20パーセントから49パーセントの事業者が14パーセントで、業種別に見ますと、建設業が全体の27パーセントで最も多く、次いで、サービス業が全体の26パーセントでございました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障が生じている中企業者に対し、資金調達の円滑化を図るためのセーフティーネット保証の認定申請件数は、現在、500件を超えている状況でございまして、感染拡大が長期化する中、経営状況は大変厳しい状況にあるものと認識しております。

○丸山わき子君

中小企業元気アップ給付金の実施報告がございましたけれども、この中で、市内業者の売上げの50パーセント以上の減少が86.4パーセント、それから、8割以上が32.4パーセントと、大変深刻な状況であるというふうに思います。

市内業者の方々は、国や市などの支援制度を活用して、この間、経営と雇用を守って、ぎりぎりのところで踏ん張ってきているのが実態ではないかなというふうに思うわけなんですけれども、この第3波の広がり、ますますこの先一体どうなるんだろう、そういった不安な気持ちになっている。本当に見通せない状況に拍車をかけているというのが実態であり、年末を乗り切ることができるのかどうか、大変不安の声があります。

市内事業者、独り親世帯への元気アップ給付金の存続を年末に向けてぜひ実施していただきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染状況が続く中、ここ最近の感染状況の拡大もあり、中小企業や個人事業主の方々におかれましては厳しい状況が続いているものと考えております。

今回実施いたしました元気アップ給付金事業は、国からの臨時交付金を活用し、実施させていただいた事業であり、市の単独費での実施は非常に厳しいものと考えておりますが、今後も国、県の動向を注視し、国の新型コロナウイルス対策交付金等や県の対策方針に本市も遅滞な

く対応できるよう、対策本部の中で検討してまいります。

なお、市内の消費喚起を図るための目的の1つといたしまして行っております、八街市生活支援市内共通商品券の利用状況でございますが、11月末現在で、大型店では約2千600万円、中小店では約2千900万円が利用されており、交付いたしました1億1千846万円のうち、約46.6パーセントが利用されており、市内の経済の活性化になっているものと考えております。この事業におきましては、令和3年2月末まで事業期間となっております。

○丸山わき子君

今、報告いただきましたけど、経済活性化への1つの力になっているということで、本当に安心いたしましたけれども、しかし、今、この年末をどう乗り切るのかという点では、業者の皆さんは本当に大変な状況であるという点では、政府は、独り親世帯などを対象に、臨時特別給付金5万円を年内にも支給するんだということを言っています。追加対策20兆円を超える第3次補正予算を組むとしておりますけれども、しかし、この年末に向けての対策ではないわけですね。

先ほども申し上げましたけれども、第2次分の7兆円が残っておりまして、年末に向けて、自治体の施策充実に使えるように、これもぜひとも国に早急に申入れをし、国を動かすような市長の要望が必要ではないかなというふうに思いますけれども、市長、この点についても、今の八街市の経済状況から行けば、本当に年末にどう支援するのかということが問われていると思います。こういった実態の下に、ぜひとも国に対して、自治体の施策充実のための予算要望をぜひともしていただきたい。このことについていかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

実は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充ということで、全国市長会でも決議しております。地域の実情に応じてきめ細かな事業を実施するため、自由度の高いものとするのと、地域経済を支えるための所要経費が増大していくことから、総額の増額、特に地方単独事業充当分の増額を図ること、また、配分につきましては、地域経済を支える団体の取組を広範、多岐にわたることから、地方自治体の意見を十分踏まえた上で配分するというところで市長会でも決議しております。

しかしながら、年末年始に間に合わせるというような丸山議員のお話でございますけれども、このことはずっと前から全国市長会で決議して、十分要望しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○丸山わき子君

以前から、全国市長会が取り上げていることはよく存じ上げておりますけれども、この年末年始をどう乗り切るのか。国と市は、どんなふうに対処して支援をしていくのか、そこが今求められている。第3次では、もうずっと先の話ですから、それでは廃業せざるを得ない方々、本当にやりきれない。そういう意味では、何としてもこの年末に向けての取組を強めていただきたい、このように思います。

次に、奨学金制度の創設についてなんですけれども、この間も要望してまいりました。コロナ禍でアルバイトの収入減少などで就学継続が困難な学生、そういった学生に対して、市独自の給付型の奨学金の創設をして、全ての学生の学びを保障すること、このことを求めてきたわけなんですけれども、再度やはり学生が置かれている実態、状況は大変な状況でございます。そういう意味で、ぜひ検討いただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

奨学金制度は、経済的理由や、大学や専門学校等への進学を諦めることのないように支援する制度でございます。貸与型奨学金と給付型奨学金の2種類がございます。貸与型奨学金は借入れでございますが、給付型奨学金は返済が不要でございます。

独立行政法人「日本学生支援機構」が行う給付型奨学金は、令和2年4月より、成績要件や所得要件が緩和されまして、予期できない事由により家計が急変し、緊急に支援の必要がある場合には、事由発生日から3か月以内に申込みをし、急変後の所得の見込みにより、要件を満たすことが確認できれば支援対象となります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯収入やアルバイト収入が激減し、学生生活の継続に影響が出る場合については、通年で申込みを行っておりまして、要件を満たすことが確認できれば、給付型奨学金の支援対象となります。

本市におきましては、社会福祉協議会において、教育支援金として修学資金貸付による就学支援を行っておりますので、これらの制度を活用していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、現在のところ、奨学金制度の創設の予定はございませんが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に対する独自支援につきましては、引き続き、国、県の動向を踏まえまして、慎重に検討してまいります。

○丸山わき子君

8月の臨時議会でも、市長は慎重に検討したいということを言われているわけなんです。やはり今の学生が置かれている実態をもっと把握していただきたいと。今、国が様々な制度を実施しておりますけれども、これが対象になるのは本当にごく一部の生徒、学生しか対象になっていないわけですね。本当に苦しんでいる学生でございます。ぜひそういう点では、積極的な対応をしていただきたいということを申し上げておきます。

次に、2番目に、安心の暮らしの応援をということで、高齢者の補聴器購入についてであります。

1点目には、補聴器購入に関しまして、これは医療費控除の対象になるわけですね。ところが、ほとんど制度はあっても知られていないと。専門的な知見を持った補聴器相談医や認定補聴器技能者にきちんと証明をもらって、補聴器を買った場合は医療費の控除の対象になるということなんですけれども、これは市民にきちんと分かりやすく、市として対応していくべきではないかなというふうに思いますが、その辺についていかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

補聴器につきましては、国の研修を修了した補聴器相談医による診察を受けて、補聴器装用による治療が必要と診断され、さらに認定補聴器技能者のいる補聴器販売店で購入するなど、一定の手続きを経て購入した場合に限り、医療費控除の対象となり得るものとされております。

医療費控除の対象は、医療費はもとより、補聴器、コルセット、おむつ、眼鏡などの購入費用や介護保険施設の利用料の一部など、広範囲にわたっておりますので、国税庁の確定申告に関する情報でご確認いただけるよう、広報やちまたや市のホームページなどで周知を図ってまいります。

○丸山わき子君

補聴器を購入するときに、補聴器相談医証明書を基に買った場合には、この医療費の控除ができるというわけですから、そこら辺の仕組みをぜひ広報等でもお知らせいただき、市民の皆さんが分かるようにしていただきたい。このことを申し上げておきます。

それから、補聴器購入時の補助についてなんですけれども、65歳以上の2人に1人が難聴で、日常生活の質の低下、難聴が認知症のリスク要因であるという指摘がある中で、市長の高齢化社会における聞こえのバリアフリーの重要性について、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

聴力は、要介護認定調査の項目の1つになっております。加齢によって難聴になる方も多く、コミュニケーションが十分に図られないことによる社会的孤立や、認知機能の低下を招く可能性があることは認識しております。

本市では、聞こえにくい方や、聞こえない方が社会生活を送る上で、コミュニケーションを円滑に行うことができるよう、手話通訳者、要約筆記者を派遣したり、各課の窓口で聴覚障がい者への配慮を示す耳マークを提示するなどして、聞こえのバリアフリーに取り組んでいくところでございます。

○丸山わき子君

確かに市役所に来ればそういった体制はありますけれども、各家庭ではそういうものはないわけで、やはり認知症予防という点での補聴器の対応は必要であるというふうに思います。

八街市は、市民協働の街づくりで市民参加を進めていますけれども、市民の約3割は高齢者なわけですね。高齢者の社会参加を促進するためにも、ぜひとも補聴器購入の助成を求めたいと、このように思います。そういう点で、この間も私は取り上げてきましたけれども、この点については、市長はどんなふうにお考えでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

補聴器購入にあたっての補助ということでございますけれども、補聴器の助成につきましては、障害者総合自立支援法に基づきまして、聴覚の障がいにより、身体障害者手帳の交付を

受けられた方が、県の更生相談所の判定を受けて補聴器を購入された場合につきましては、その助成が受けられるということになっております。

したがいまして、現時点で、市が独自にその補聴器購入費用の助成を行うということにつきましては考えておりませんが、当然聞こえのバリアフリーの手段の1つとして、補聴器の必要性というものにつきましては十分認識をしているところでございますので、県の動向、あるいは他市町村の動向等も注視して、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

高齢化が進む中で、多くの高齢者の生活を支えるために、また、高齢者がもっと社会の中で活躍できるように、聞こえの問題、補聴器への助成について、しっかり検討していただいて、助成というところでの取組を進めていただきますよう、強く要望しておきます。

3番目に、水道問題であります。霞ヶ浦導水について、これにつきましては、事業の進捗状況と今後の見通しについてお伺いするところなんですけれども、印旛郡市の広域市町村圏事務組合は、霞ヶ浦導水に水源を求めています。この事業は計画策定から35年が経過し、いまだに完成していないわけですね。この間のこの事業への本市の負担総額はどのくらいになったのか、また、2023年までの工事完了の見通しについて、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

霞ヶ浦導水事業の進捗状況でございますが、令和2年3月末現在、那珂導水路中、水戸トンネル100パーセント、石岡トンネル30パーセント、土浦トンネル0パーセント、利根導水路につきましては100パーセントの工事進捗状況となっております。

また、霞ヶ浦導水事業への本市の負担総額につきましては、1億5千334万3千円となっております。なお、今後の見通しにつきましては、国の公表では、現在、事業計画変更手続中でありまして、最終工期を令和5年度から令和12年度へ変更予定となっております。

○丸山わき子君

この事業が7年間延長されると。事業費も600億円が積み増しされるわけですね。そうなりますと、八街市の負担額というのはまた増えてくるというふうに思いますが、その辺についてはどのように検討されていますでしょうか。

○水道課長（海保直之君）

こちらの事業につきましては、今回、第5回目の変更ということで、事業費の方も増額になるということになっておりますが、あくまでも総事業費の増額は公表されておりますが、各特別水利利用者、組合の方がどのくらいの負担になるかという額についてはまだ示されておりませんので、現状では、金額についてはちょっとご報告はできない状況となっております。

○丸山わき子君

八ッ場ダムでは2億5千万円、それから、霞ヶ浦では1億5千万円で、4億円。さらにここにまた上積みされていくわけですね。果たしてこういった税金の投入の在り方がいいのかと

いうことでちょっとお伺いしていきたいと思います。

2番目の人口減少化で新たな水源が必要なかどうかということなんですね。9年前、見直しがされたときに、千葉市は高度成長が終わり、当初予定していたほど人口が増えないから、水源確保の必要性がなくなったということで、この事業から離脱したわけですね。ほかにも東総企業団が同じように離脱をしたわけです。

今回も今見直しされているわけですがけれども、今回は埼玉県水、それから、千葉県内では九十九里水道が撤退を表明していると。当初、9団体でこの事業が始められたわけですがけれども、5団体になってしまったと。千葉県の水道で残っているのは、工業用水以外はこの印旛広域の水道だけになっているわけですね。印旛広域の水道も人口増ではなくて、人口減少の中でこの事業に参加していくと。果たしてこれでいいのかなど。霞ヶ浦導水事業からの撤退を、八街市として検討していく必要があるんじゃないかなというふうに思うわけですがけれども、これは市長、どんなふうにお考えになっていますでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新たな水源の必要性についてでございますが、持続的で安全な、安定した水量を確保するためには、暫定井戸の廃止等の問題もあることから、将来的には印旛広域水道から浄水の受水に頼らざるを得なくなると考えております。また、ご指摘のとおり、人口の減少傾向が続いておりますことから、本市といたしましても、このたびの事業計画の変更にあたり、印旛広域水道に対し、取水量の削減を要望しているところでございます

なお、水需要の減少、暫定井戸の削減等により、非常に厳しい経営環境であることを踏まえまして、印旛管内9市町の連名におきまして、知事への暫定井戸の継続利用と千葉県環境保全条例の見直しに係る要望書の提出をしており、さらに値下げ要望等につきましても、関係機関と調整をしております。

○丸山わき子君

平成29年度につくられた八街市の水道事業ビジョン、ここでは令和元年度の給水人口予測値は3万8千800人になっているわけですね。しかし、令和元年度の決算では3万5千835人と、約3千人の減少の状況になっています。

この霞ヶ浦導水事業の完成の令和12年、市の給水人口は3万7千100人ということなんですけれども、本当にこれだけの人口が確保できるのと、大変これは疑問なわけですね。そういう意味では、人口の見通しは全くないと。全くない中で、こういった大規模な事業に印旛の広域水道が参加していった方がいいのかどうか。全く人口増の見通しが無い、そういう点では、先ほど市長が答弁されたみたいに、暫定井戸の確保であるとか、それから条例の見直し、こういったところにもっと力を入れて、今後の在り方を検討すべきではないかなというふうに思います。

市長、そういう点では、今後、この霞ヶ浦導水事業への参加については、いま一度検討する、そういったことをすべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

実はその点を踏まえまして、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町で、千葉県企業局へ要望しております。行政財産、印旛広域の給水料金を引き下げるためには、印旛広域水道が企業局へ支払う行政財産使用料及び業務委託料の引下げをしなければならないということでありまして、行政財産使用料の引下げ、業務委託料の引下げ等々を要望しております。あわせまして、先ほど答弁したとおりでございますけれども、知事へ暫定井戸の継続利用ということで強く要望しております。

このことを踏まえまして、粘り強く県の企業局へ、私どもは9市2町、連携して強力な要望活動をしてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

その要望活動はぜひ進めていただきながら、霞ヶ浦導水に対する事業への、今後は参加していいのかどうか、それを検討することが今必要ではないか。今、ちょうど事業の見直しですよ。この事業の見直しに対してそういった検討がされないまま、継続的にこの事業に参加していくというのは、大変私は問題があるというふうに思うわけなんです。その辺について、本当に甘い見直しによって、必要のない水源確保に税金を投入する、これはもう既に1億5千300万円投入したと。今後も事業の見直しによってさらにこれは増えていくわけですね。結局はこういった水を買うことで、高い水料金に反映していくという意味では、市民負担を増大させていく、これは許されないことだと。

八街市は、大幅な人口増を見込んで建設したクリーンセンター、これは、本当に大型の焼却炉の維持管理でいまだに苦しんでいるわけですね。こういった同じ轍を踏むことがないように、そういう取組をぜひ進めていただきたい。もうこれ以上、人口増の推計の誤りというのがどれだけ市民を苦しめるのか、自治体をも苦しめているわけですよ。そういった点での見直しはぜひとも必要ではないかなと。

ですから、今、国の方にはもう既に、この霞ヶ浦導水の見直しに関しての印旛広域の意見が出されているかと思えますけれども、再度の検討、見直しをぜひ印旛広域の中でもやっていただきたいと再度申し上げますけれども、市長、いかがでしょうか。

○水道課長（海保直之君）

印旛広域につきましては、将来的にも、安全で安定した給水体制を維持するためには水源の確保は必要不可欠であり、このたびの事業計画変更にあたり、各構成団体の水需給バランスを十分考慮し、また、今後の水需要予測等をより勘案した結果、参画水量の削減について、国へ要望しているとのことでございます。

○丸山わき子君

本当に人口がどんどんと減っている中、また、水の供給量が減っている中で、過大な見積りをもった計画は絶対に進めてはならない。これは、後々本当に禍根を残す。このことを強く申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（鈴木広美君）

以上で、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午前10時51分)

(再開 午前11時00分)

○議長（鈴木広美君）

それでは、再開します。

休憩前に続き会議を開きます。

次に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

○京増藤江君

それでは、私は大きく4点にわたって質問をいたします。

まず、八街市地域公共交通計画についてでございます。高齢化の中、全国各地で住民の足の確保を求める声は高まるばかりです。本市においても、市内どこに住んでいても生活できる公共交通充実の施策が必要です。誰もが必要なときに利用できる公共交通確保は、国と自治体の責務であり、健康で文化的な生活を保障する街づくりの土台として、また、持続可能な社会を作る上で必要不可欠です。住民からは、次期公共交通計画において、ふれあいバスの利便性の確保、乗合タクシー導入をの声が高まっています。

しかし、令和3年から5年間の次期公共交通計画策定にあたり、10月31日に行われた市主催の地域公共交通の確保・維持に向けた勉強会について、参加者から、実績についての報告などはあったが、次期計画にあたって、ふれあいバスの利便性確保について、また、市長交渉を繰り返し、署名も提出した乗合タクシー導入について言及がなかったことに批判の声が上がっています。

そこでお伺いします。利用者の意見について、計画に利用者意見の反映をしてほしいということで質問をいたします。公共交通計画（案）を取りまとめる前に、必要な箇所の説明会を開き、議会における市民の意見も含め、利用者の意見を反映するよう求めますが、どうでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、鉄道、民間路線バス、ふれあいバスなどの市内公共交通のマスタープランである、来年度を始期とする「八街市地域公共交通計画」の策定作業を進めているところでございます。計画の策定にあたりましては、昨年度、公共交通に関するアンケートを実施いたしまして、ふれあいバスと民間路線バスにつきましては、車内アンケートや民間路線バスに乗りこんでの聞き取り調査、バス運行事業者へのヒアリングを実施いたしまして、今年度は、八街駅での乗り継ぎ調査のほか、市民の方々に対して、公共交通に関する勉強会の開催等を実施したところでございます。

ご質問のとおり、公共交通の充実は、市民ニーズの高い施策であると認識しておりますので、パブリックコメント手続などにより、市民の皆様方のご意見等をしっかりと聞きながら、

本市の公共交通を担っている鉄道、民間路線バス4路線、タクシー交通や、ふれあいバスなどの既存の公共交通の確保維持が困難となることのないよう、利用実績や財政面などのバランスを十分考慮した上で、八街市地域公共交通協議会等におきまして、検討してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

今の答弁によりますと、説明会は開かずに、パブリックコメントで十分に意見を反映していきたいというような答弁だったと思います。それならば、多数の意見を求める必要があるんですけど、どの程度のコメントが返ってくるか期待しているのか、お伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

皆さんの意見を、どのぐらいの意見を求めるかということではなく、広く市民の皆様からいただきたいということですので、数に対しての割合を決めているものではございません。

パブリックコメントを行うということで今進めておりますが、パブリックコメントであれば、現地に来ることがなく、例えばFAXであったり、メールであったり、郵送であったり、意見を聴取できますので、これはやはり市民に対して公平な手段方法であるというふうに考えております。

○京増藤江君

本来ならば、そうなるべきなんですけれど、八街市の場合、今までそんなに意見が返ってきた件数は多くはなかったと思いますが、一番多かった今までのコメントは何件ぐらいだったんですか。

○総務部長（大木俊行君）

大変申し訳ないんですが、今ここに何件が最高だったという件数が、まとめたものが手元にないんですが、ただ、今議員さんが言われたとおり、それほど多い数のものが来ているわけではございません。

ただ、今回のこの計画につきましては、数多くの方々から意見を聴取したいということで、前回は勉強会等を開催しておりますので、この中でどのぐらいの方からご意見をいただけるかについては、今後さらに周知をしていきたいと、こういうふうに考えております。

○京増藤江君

今まで様々なコメント、パブリックコメントを求めてきたんですけど、今も答弁がありましたように、そう多くはなかったと。しかし、今後5年間のこの計画については、皆さんの意見も本当に反映しなければ、進め続けることはできない。そういう状況ですから、ぜひ多くの意見を求めるよう、努力をしていただきたいと思います。

それから、次の再質問をいたしますけれど、前回の運行見直しによって、バス停がなくなった地域や、自分たちのところは孤島だという声が上がっている山田台等について、足の確保計画はどのようになっているのか、お伺いします。

○総務部長（大木俊行君）

今言われた内容につきましては、昨年実施いたしました公共交通に関するアンケート調査で

は、交通手段で重視することに、自宅、もしくは自宅付近から利用できることに次いで、便数が多いことが掲げられております。これは、利便性の高さが求められているというふうに考えております。

路線を長大しますと、運行エリアは拡大しますが、運行時間は長くなり、逆に、運行本数は増やすこととは相入れないものでありますから、同時に達成することは難しいものと考えております。

ふれあいバスは、乗換えを前提にしているところでございますが、先ほど市長が答弁いたしましたとおり、利用者ニーズを把握し、限られた財源の中で、鉄道、民間路線バス、ふれあいバスなどの市内公共交通機関の最善なネットワークの構築に向けて、これは八街市地域公共交通協議会等におきまして検討、協議をしております。

○京増藤江君

今申し上げた、本当に不便な地域は、ふれあいバスもなかなか利用できない。そして、福祉施策の高齢者支援のタクシー券も利用できない。どうやって足を確保するのかと、ここを真剣に考えなきゃいけないと思うんです。

確かに財政状況は考えなければいけないですけど、不便なまま外出の機会を失わせていいのかと、この点についてしっかりと考えていく必要があると思います。

後で乗合タクシーについても質問いたしますので、よろしくお願いします。

それから、先ほど乗り継ぎのこともありましたけれど、乗り継ぎは本当に高齢者にとっては厳しい。市役所や病院、スーパーなどに行くための、そういうコースを作っていただきたい。時間が長くなるというようなことはあるかと思うんですけど、しっかりと研究をして、この声に応えていく必要があると思うんですが、その改善についてはいかがでしょうか。

○議長（鈴木広美君）

これは（２）のふれあいバスの利便性の確保の質問に移りますか。

○京増藤江君

いえ、再質問です。

○議長（鈴木広美君）

再質問ですか。はい。

○総務部長（大木俊行君）

今言われた内容ですと例えば現在、西コースであったり、南コースは駅止まりで、また、乗換えが必要ということですので、例えばこの辺を乗換えなしで、今言われたような病院とか、様々なところに行けるようにしたらどうだというような意見もございます。

ただ、先ほどから申しているとおり、どうしてもそうすると距離が長くなりますので、1便当たりの時間が長くなる。ということは、せっかく今まで時間を少し減らして、便数を増やしたわけですが、これがまた便数が減ってしまうというふうに戻ってしまいますので、これも含めた中で、何が最善なのかを現在検討しているところでございます。

○京増藤江君

ということは、この2コースについても乗合タクシー、これが必要になると、そういうことにもなるのかなと思います。

それから、また再質問なんですけれど、先ほども答弁にありましたけれど、公共交通に対する調査は、市民、利用者へのアンケートなども含めて、次期計画の前年あたりから実施されておりますけれど、これは、計画策定の間近になってアンケートを取るのではなく、毎年実施をして、そして、次にどうするのか、きちんと十分考えられる、そういう期間を持つ必要があると思います。毎年実施する方向で改善していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

市民の方々から意見を聴取することは大変重要でございますので、今言われたとおり、様々な機会を取りまして、市民の方々から意見を聴取したいというふうに考えております。

○京増藤江君

それでは、乗り合いタクシーについて。

○議長（鈴木広美君）

（2）番のふれあいバスの利便性の確保に関しては。

○京増藤江君

ふれあいバスの利便性の確保は、すみません。今までずっと聞いていました。1番は利用者の意見についてで、そして、2番が利便性の確保です。

○議長（鈴木広美君）

先ほど私は確認をしたんですけれども、通告どおりをお願いいたします。

これは、（2）番に関しましては。

○京増藤江君

今もうお聞きしました。

○議長（鈴木広美君）

ということは、ここでもうこれはよろしいわけですか。

○京増藤江君

はい。よろしいです。

3点目に、乗合タクシーについて、乗合タクシーの導入をということでお伺いします。乗合タクシー導入について、市長は、令和3年度からの公共交通計画を進める中で調査、研究をし、交通弱者の利便性確保を図るとともに、既存の公共交通の維持確保が困難とならないよう検討すると、これはいつものことですが、また、市民団体から出された署名に対し、市民要望としてしっかり受け止めていると、2019年12月議会で答弁されました。また、さきの9月議会における乗合タクシー導入については、公共交通協議会会長の副市長は、今後、協議会において、さらに慎重に議論を進めていきたいと答弁されました。

高齢化が進む中で、現状のままでは暮らせない地域がさらに増えます。次期公共交通計画に乗合タクシーを導入することは待ったなしです。11月17日に、第4回地域公共交通協議会の開催がありましたが、乗合タクシー導入について、次期計画策定の中に取り入れる方向

で議論が進んだのか、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

乗合タクシーは多様な運行形態でございますが、サービスの区域内であれば、安価な額で利用することができ、また、利用が増えることで運賃収入が増え、行政の負担が軽減されるなど、サービスレベルの高い公共交通であると一般的には言われておりますが、一方で、事前の登録及び電話予約が必要となるほか、一般的に数台の車両で運行することから、利用が増えれば増えるほど、利用したいときに利用できなかったり、また、路線バスやコミュニティバスを補完するものとして導入することから、一般のタクシーと違い、サービス区域内での移動に限られることや、知らない方と乗合になるなどの課題から、当初の見込みより利用者数が伸びず、多大な財政負担により運行廃止とした自治体もございます。

また、令和元年11月に、ふれあいバス利用者に対しましてアンケート調査を実施いたしましたところ、利用頻度では、43パーセントの方が週3日以上利用しているという結果でございました。こういった日常的な利用者につきましては、予約型の乗合タクシーでは対応することは難しく、定時定路線型のふれあいバスの運行が必要とされております。

持続可能な公共交通の確保・維持には、国庫補助金の活用は不可欠なものであり、現在のふれあいバスは国庫補助金を活用しておりますが、ふれあいバスの4路線を維持したまま、単に市内全域に乗合タクシーを重複して導入する場合の国庫補助金の基本的な考え方を国土交通省に確認いたしましたところ、コミュニティバスと乗合タクシーの区域及び目的の差別化を図ることが難しいことから、国庫補助金の要件には合致しないとの回答を得ております。

本市にはふれあいバスのほか、民間路線バスも運行されておりますが、自動車の普及やライフスタイルの変化により、その利用者は、年々、減少傾向となっており、平成15年度以降、6路線が廃止されております。人口減少や少子高齢化が進行する社会では、民間路線バスをはじめ、鉄道、ふれあいバスなどの公共交通機関が担う役割は一層重要となるものと考えております。

ご質問の乗合タクシーにはメリットのほか、デメリットもあることから、新たな交通システムの導入にあたりましては、既存の公共交通の利用者の減少を招くことのないよう、利用者の多様なニーズや、各公共交通機関の役割分担を明確にして、限られた財源の中で、本市の実情に合った、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けまして、八街市地域公共交通協議会等におきまして、調査、研究を行ってまいりたいと考えております。

○京増藤江君

今までも時間をかけて協議する機会はたくさんあったと思うんですが、もう策定をしなきゃいけない、そういう時期になっても、まだこういうご答弁ということは、本当に乗合タクシーを公共交通の中に入れていく、そういう決意ではないように思います。

先ほどから答弁の中にありますように、地域の皆さん、乗合タクシーを導入してほしいという方たちは、ほかの公共交通をないがしろにしようと、そういう気はありません。ふれあい

バスもしっかりと役割を果たしてほしい、発展させてほしい、そういうことなんです。ほかの公共交通を一緒に利用できるようにしてほしいという、そういう願いなんです。先ほどから質問をしておりますけれど、空白地域、足を確保できない地域、その方たちをどう救っていくか、足を確保するのか、そこについての覚悟が見えません。

この乗合タクシーを導入する際には、最初から十分な制度にしてほしいというんじゃないんです。勉強会でも、この乗合タクシーが公共交通の中に入っていないために話題にすることもできない。これでは八街市に合った乗合タクシーはどうするのかと、そういう話もできないわけです。ですから、この乗合タクシーをまず公共交通の中に入れて、そして、しっかりと議論できる、そういう制度にしていきたいんですけど、いかがですか。

○総務部長（大木俊行君）

この乗合タクシーの件につきましては、私の方から、再三議会のたび、答弁させていただいておりますが、やはりメリットもあります、デメリットもたくさんございます。今言われたとおり、中途半端で入れてしまっても何の意味もない。皆さんが使いやすいものにしなければいけないということですよね。

今、ふれあいバスと高齢者外出支援タクシーがござりますが、それについてもメリット、デメリットがござります。それも含めた形の中で、皆さんが使いやすいもの、何が使いやすく、我々が今持続可能なもの、財政的な問題もござりますので、途中で終わることがないようなものを作っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○京増藤江君

私どももそのように考えております。ですから、乗合タクシーを導入する際には、高齢者外出支援タクシーをどうするか、障がい者のタクシーをどうするか、そういうことも含めて公共交通としての考えを決めていけばいいと思うんです。だから、その範囲の中で、最初は足の確保、空白地域の確保をすることを重点にしながら、乗合タクシーを導入することはできるでしょう。

市民の皆さんは、誰も八街市の財政を圧迫させようなんて思っていません。協力をしながら、バスを利用できる方はバスを利用する、そして、どうしても足の確保ができない方たちが乗合タクシーを使っていく、そういうことは市民の皆さんの協力を得ながら、幾らでもすることができんじゃないですか。

本当にどの制度にもメリット、デメリットがある。それは当たり前です。しかし、今やらなきゃいけないのは、空白地域の足の確保をどうするか、ここなんです。もしも乗合タクシーを導入しない場合、そして、ふれあいバスも今までの空白地域をそのままにするならば、本当に空白地域では住めなくなるのをもう待っていると、そういうことになると思うんです。

ですから、この乗合タクシー、ぜひ公共交通の中に入れていただきたい。そういう方向は考えられませんか。再度お願いします。

○総務部長（大木俊行君）

入れる、入れないじゃなくて、今検討している内容が、先ほど申したとおり、ふれあいバス、高齢者外出支援タクシー、その他の公共交通の在り方について今見直しをかけておりますが、乗合タクシー、これは一言で言うと、大変便利なものというふうにとられておりますが、その反面、例えば予約がなければ使えない。それから、1人で使うわけではなくて、乗り合いですので、拾ってくるわけですね。何人かの方、3人、4人と拾ってくるわけですね。そうすると、今のこのコロナ禍の中で、乗合タクシーがどうなのかという在り方もあるわけですね。

それと、どうしても乗り合いですので、自分が使いたい時間帯に使えない。それから、台数が限られている。八街市内で言えば、大体3台とか4台しか導入できないと思いますけど、そうした場合には、かなりの時間がたってしまう。自分が10時に使いたいといっても、11時、12時になってしまうということで、使いづらいということも、他市町村でもよく聞いております。それでやめてしまった。

それと、一番問題なのは財政的な問題です。今、ふれあいバスを導入しておりますが、これは約1千900万円の国庫補助金が出ています。それは市内全域ですね。市内全域でデマンドを入れた場合には、この1千900万円の国庫補助金はなくなります。それと、デマンドについての補助金も出なくなる。これは、国交省の方に確認していますので、補助金がなしではちょっとうちの方もできないということで、補助金を使いながらどういう形でできるのかというのを今検討しているということだけ、ご理解いただきたいというふうに考えています。

○京増藤江君

足の確保は全国各地で重大な問題です。ですから、本来ならば、政府の方がこの制度を採り入れたら、ほかの制度には、元の制度には国庫負担をしないとか、そういうやり方自体が問題だと思います。国民の足を確保するのは自治体だけの責任ではない。国の責任でもあるわけですから、国がやはりそういうことを真剣に考えていかなければ解決しない。八街市の財政だけでできないのは当たり前です。

しかし、先ほどから申し上げておりますけれど、足の確保をどうするのかということで、また、公共交通の勉強会、また話合いをするときに、こういう新しい制度も話し合える、そういうふうなことにしていただきたいと思います。

それでは、具体的にお伺いしますが、足の確保が今できていない地域、これを何としても解決しなければならないと思います。高齢者外出支援タクシーについて、担当ではありませんけれど、一緒に考えていくということでしたので、お伺いしますが、高齢者外出支援タクシー、30枚になりました。そうしますと、ますます不便地域では使えなくなっています。これでは本当に外出ができません。不便地域については、当面外出支援タクシーの枚数を増やしていく。そして、ある程度使っていける、そういうふうな改善を望みますが、この点についての検討はいかがでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

高齢者外出支援タクシーは、確かに今年度から枚数は削減をさせていただきましたけれども、

通院に限ってですけれども、市外までの利用ができるように見直しを行ったところでもございます。

いろいろお話が出ているように、その居住地域によって交付枚数に差をつけるということも、かなり難しい状況であるというふうに認識をしているところでございますので、先ほどから総務部長がご答弁申し上げておりますとおり、今後、市内公共交通との兼ね合い、また、利用者の増加への対応なども考慮しながら、必要な見直しについては図ってまいりたいというふうに考えております。

○京増藤江君

交通の空白地域、生きていく手段を持ち続ける、そういうことができる地域にしていきたい。困っているところを見捨てない、そういうことを強く要求して、次の質問に移ります。

教育問題、少人数学級の実施についてなんですけれども、本市では、クラス30人程度であっても不登校が多い状況です。小・中共に、全体の子どもが減って、教室が空いていると思います。行き届いた教育を実施するために、空き教室を利用して、できるところからさらなる少人数学級の実施を求めますが、いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

少人数学級の実施については、全国市長会、並びに千葉県教育委員会連絡協議会など、多くの教育関係団体が、文部科学省や千葉県教育委員会に要望しております。本市においても、学校の規模により少人数の学級が生じ、子どもたち個々に対してきめ細やかな指導が行われ、教育的効果が高いものと認識しております。

しかしながら、少人数学級の実施については、県の標準配置に基づき、学級編制が行われているため、市独自の判断では教員を配置することができません。現在、31名の千葉県学習サポーターが各学校に配置されております。学習サポーターの支援を受けた児童・生徒から、質問がしやすく、算数ができるようになったなどの感想が挙げられています。

今後も、少人数指導の実施に向けて、支援が必要な学校に職員を適宜配置できるようにし、増員に努めるとともに、適切な支援の方法について指導してまいります。

○京増藤江君

少人数学級を実施するということは、教職員を増やすということにつながります。私はそこが大事だと思うんです。学習サポーターの支援によって、子どもたちに行き届いた教育ができています。本当に教職員を増やすことがいかに大事かということが今のご答弁でも分かります。

それで、次の小学校に適応教室増設をとということでお伺いします。

○議長（鈴木広美君）

京増議員、②の中学校についてというところはよろしいんですね。

○京増藤江君

すみません。議会事務局には言っているんですけど、小中学校について一緒に聞くというこ

とで言っております。

○議長（鈴木広美君）

はい、分かりました。

○京増藤江君

ありがとうございます。

小学校の不登校が増えております。居場所として適応教室の増設を求めますが、いかがでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

本市における適応指導教室の設置状況については、中学校は4校全てに、小学校は八街東小学校に配置しております。小学校で適応指導教室を配置しているのは、印旛郡市107校ある小学校のうち、八街東小学校のみとなっております。

適応指導教室は、様々な理由により、教室に一時的に入りづらくなっている児童・生徒に対して、学級復帰をするために設置している教室です。適応指導補助教員は、学級担任と連携しながら、児童・生徒の話をよく聞き、心に寄り添うことで、児童・生徒の特性に応じた働きかけを実現しています。校内に静かで落ち着いて過ごせる教室があることで、再び学級に戻ることができています。

また、学校に足が向かなくなってしまった児童・生徒に対しては、初期段階から教育支援センターナチュラルが受皿となり、不登校の児童・生徒が日中を安心して過ごせる場として機能しています。

引き続き、校内での相談支援体制を充実させ、校内外の専門スタッフと連携協力することで、対象となる児童・生徒に対して効果的な支援を届けてまいります。

○京増藤江君

八街市だけが小学校に適応教室があるということなんですけれど、これは、八街市の不登校がいかに高いかと、そういうことが原因なんです。別に八街市で不登校が少なくても設置したんだということではありません。必要だから認められたわけです。

それでお伺いしますけれど、八街市の小学生の令和元年度の不登校率は0.95パーセントでした。これは、今まではその他などで休んでいる小学生も不登校に入れたという、私は前から当然だと思っていた、そういうふうなカウントの仕方で前年度よりも大分上がっております。しかし、私はこれも県平均よりも多いと思いますが、県内の平均は、令和元年度はどのぐらいだったのかをお伺いします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

令和元年度の県の不登校率につきましては、小学校0.76パーセント、中学校は3.50パーセントでございます。

○京増藤江君

といいますと、小学校は多いですね、平均よりも。だったら、必要じゃないですか。中学校での不登校率を減らしていくためにも、やはり小学校に適応教室を設置していけば早い対応ができる、そういうふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

そして、ナチュラルには例年僅かな子どもしか、小学生しか通ってはおりませんので、ぜひ適応教室、不登校の子どもたちが多き学校から設置していただくよう要望します。

次に、(3) G I G Aスクールの在り方について伺います。G I G Aスクール構想は、情報通信技術、I C Tなどを使い、一人ひとりの子どもの学習傾向などのデータを分析し、それぞれの子どもの最適化された学びを提供するとしています。2022年度までに、1人1台端末を実現し、全ての授業でフル活用工程表を描いています。

そこで、推進の方針について伺います。G I G Aスクール構想を進めるにあたり、I C T指導員の増員計画について、また、タブレット等の長時間使用による健康被害の予防にどう取り組むのか。また、G I G Aスクール構想がもたらすのは最適化された学びではなく、コンピューター端末による学びの分断であるという指摘があります。学びの分断はさせずに、集団の中で学び、人格の完成を目指す教育を推進しなければならないと思いますが、どのような方針で推進するのか伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

G I G Aスクール構想の実現、すなわち高速大容量の無線LANの整備及び市内小中学校の児童・生徒全員への1人1台のタブレット型P C端末の整備につきましては、現在、各学校での工事及び設定等を行っております。充電保管庫についても、各校に設置場所の希望を聞き、整備を進めております。本市では、来年2月から3月に、小中学校全学年で運用開始となります。

I C T支援員につきましては、現在、各校に4名の支援員を週1日配置しています。今後、運用開始に合わせ、3か月間、6名の支援員、G I G Aスクールサポーターを増員し、各校に現在のI C T支援員と合わせて、週3日の配置を行い、手厚く支援する計画です。

本市では、当初は端末の持ち帰りを行わないので、タブレット等の長時間使用による健康被害の発生を想定しておりません。なお、今後は、長期休業及び非常時の休校の際の持ち帰りを想定しておりますので、健康被害の予防対策として、学校内での活用とともに、情報モラル教育において、健康面も含め、正しい使い方ができるように進めてまいります。

本市のG I G Aスクール構想の計画では、端末は、個人が必要とする資料や動画の検索、一人ひとりの学習状況に応じた個別学習など、最適化された学びを提供するツールだけでなく、主体的・対話的で深い学びにつながる協働学習を行うツールとしても活用します。他校の教室とオンラインでつないで意見交換したり、共同編集でリアルタイムに考えを共有しながら学び合うなど、端末を用いて、集団の中で学び合う教育を推進してまいります。

○京増藤江君

I C T指導員の増員計画についてですが、今までは週1回、各学校に4名、これを週3回、

6名にするという答弁でございました。各学校で、このICT教育を毎日のように実施するのではないかと思うんですけど、週3日でこれは対応できるのでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

数年前から、各学校ではデスクトップ型パソコンをタブレット型に変更いたしました。その結果、現在に至るまで、各学校でタブレット型PCを各授業の中で活用することに非常に長けております。

先ほど申し上げた支援員の数で、十分今後の八街市のGIGAスクール構想は実現できるものと思っております。

○京増藤江君

本当に一人ひとりの子どもたちに対応できるなら、これでいいと思うんですけど、今まで子どもたちは、勉強が分からないまま過ごしていたりとかがありました。

それで、協働学習もこのICTでは進めていくんだということで、私は、これは本当にクラスの中では特に協働学習というのは必要だと思います。子どもが個別に、ほかの子どもたちはほかの勉強をして、お互いみんな個別と、そういうのでは、子どもたちが同じことで自分の意見を述べたりとかということがすごく狭められていくだろうと思います。子どもたちが集団の中で学び、成長できる、人格の完成を目指せるような、そういう教育を求めておきます。

それで、様々に問題が出てくるように思いますけれど、人数分の端末を保管して、充電するためのキャビネットを置く場所が結構必要なんだという指摘もありますが、この点について、今でも、30人クラスなどではもう教室がいっぱいで、本当に子どもたちも大変な状況だと思うんですけど、このキャビネットを置く場所は十分確保されるのか伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

保管庫については、各学校にアンケートも取っております。その結果、現在としては、前面の黒板の脇、そこに保管庫を設置する予定でございます。

○京増藤江君

それから、政府は、初期投資の費用は出すけれど、修繕費用やランニングコストについては態度を明らかにしておりませんが、八街市の財政が圧迫されないようにする必要があると思いますが、この点について、どうなっているのでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

修繕費用につきましては、5年間の補修契約をしております。ランニングコストとしてはネットワーク保守、アカウントの管理、通信費がかかります。

この事業、GIGAスクール構想ですが、全国的なものでありまして、本市だけの問題ではございません。今後は、国・県の補助があれば活用するなど、国の動向を注視しながら対応していきたいと思っております。

○京増藤江君

あればではなくて、国に各自治体と協力して、強く要求していく必要があると思います。ぜひお願いいたします。

次の質問です。児童クラブについて、児童クラブの充実を、指導員確保についてでございます。三密を避けるために、2教室から3教室に増えた実住小学校内の児童クラブは、指導員が不足しています。ほかの施設からの応援に頼っている状況です。新型コロナウイルスの影響により、学校が長期間の休校になった際、児童クラブは大きな役割を果たしました。安定した運営をするために指導員の確保が必要と思いますが、どのように対応するのか伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、クラス定員の多い一部の児童クラブでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、空き教室等を利用して、分散して預かりを実施し、子どもたちの密を避けているところでございます。このため、児童クラブの支援員が不足しておりまして、支援員に余裕のある児童クラブから、支援員を一時的に不足している児童クラブに配置替えしている状況でございます。

なお、コロナ禍の中で、委託先の社会福祉協議会では、児童クラブの円滑な事業を推進するため、児童クラブの支援員の確保につきまして、広報誌、ハローワークを利用して支援員の募集を随時行っておりまして、今後も引き続き学童保育に支障がないよう、支援員の確保に努めてまいります。

○京増藤江君

やはり確保ができないということは大分続いております。もう大分前から募集しております。ですから、私は賃金を引き上げる必要があると思うんですが、この点についてはどうでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

児童クラブ支援員の処遇改善であろうかと思いますが、近隣自治体の児童クラブ支援員、補助員の時給等を調査いたしましたところ、近隣よりも若干時給が低いことから、支援員の確保策として、今後、委託先の社会福祉協議会と協議いたしまして、児童クラブの支援員、補助員の賃金につきまして、近隣と同等程度の引上げを検討してまいりたいと考えております。

なお、支援員等への慰労金についてでございますが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用につきましては、今回、見送りをいたしました。今後、国の交付金の第3次補正があった場合には、慰労金の支給について、改めて検討してまいりたいと考えております。

また、児童クラブ支援員への処遇に関するアンケートにつきましては、社会福祉協議会と協議し、実施したいと考えております。

○議長（鈴木広美君）

京増議員、今の答弁に関しましては、②の処遇改善ということによろしいですか。

○京増藤江君

はい、そうですね。

○議長（鈴木広美君）

通告書に従って、よろしく願いいたします。

○京増藤江君

続けて答弁してくださいました。

賃金の引上げ、本当にこれは検討していくということで、ぜひ実現をしていただきたいと思っています。

次に、最後の質問になりますが、安心の第8期介護保険制度について、介護保険料はぜひ据置きを次期制度では求めますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

介護保険料の算定につきましては、これまでの給付実績と介護予防・日常生活圏域ニーズ調査などから、地域の実情に応じた必要なサービス量を設定し、さらに、高齢者人口の割合、介護認定率等、様々な要素を加えて推計いたします。

また、今後、国から示される介護報酬の改定等を踏まえるとともに、介護給付費準備基金の活用も含めまして、できる限り過度な負担とならないよう、慎重に第8期の保険料設定をしてまいりたいと考えております。

○京増藤江君

今でも介護保険料が高いという悲鳴が上がっております。過度の負担にならないようにしていくというご答弁でした。引上げをしない方向で、もうぜひともお願いしたいと思います。

全国知事会も国庫負担引上げを要請しています。やはり介護保険制度を充実するには、国庫負担制度の引上げが必要ですので、改めて国に引上げを要求していただきたいと思います。

次に、事業の充実についてなんですが、まず、介護職員の確保についてです。介護職で働いている人の家族から、「娘が風邪を引いて具合が悪いとき、休むように言っても、誰がお年寄りにご飯を食べさせるの、風呂に入れるのということで、休まなくて心配なんです」、こういうような声を聞きます。

介護職員の募集をしても集まらない、就職しても続かない。特に訪問介護職が足りませんが、これについてどのように把握しておられるのか、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市内の各種介護事業所につきましては、サービス量に見合った職員の人員基準は満たされておりますが、それでも、募集してもなかなか集まらないなど、人材確保に苦慮している状況や、他の業種に比べて、介護職の離職率が高いことは認識しております。これは、本市のみならず、全国に共通する課題となっております。

このため、国においては、高齢化の進展を見据えた介護人材の確保に向けて、参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善を進めるための対策に総合的・計画的に取り組むこととしております。

例を挙げますと、介護分野への介護未経験者の参入を促進するための入門的研修の推進、人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度を導入し、見える化を図ることにより、業界のイメージアップにつなげる取組などが計画されております。また、小・中・高校生など、若者に対する福祉・介護の仕事の啓発を行うパンフレット・リーフレットの作成・配布や、11月11日を介護の日とし、各機関が連携した各種啓発活動を実施するなど、介護職を志す方の参入や、介護職員の離職防止、定着を促進するための様々な取組が行われているところでございます。

○京増藤江君

これは様々な処遇改善、制度の改善、本当に国にしっかりと意見を上げていただいて、成果を出していただきたいと思います。

最後に、配食サービスについてですが、週1回配食サービスが行われています。健康のためにも配食回数を増やす必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の高齢者配食サービスは、高齢者のみの世帯を対象として、健康づくりを目的に、平成8年に開始いたしました。当初は月1回の配食で、夏場はお休みしていましたが、平成13年度からは週1回の配食となり、現在、約100世帯、120人ほどの高齢者の方々に昼食を原則手渡しで提供しております。

事業開始から20年以上経過し、人口に占める高齢者の増加や、単身高齢者の増加等、高齢者を取り巻く状況は大きく変わってきたものと認識しております。事業開始当初は参入していなかった民間の配食業者が、日々の配食需要に対応できる状況にもなっており、こうした状況を踏まえながら、適切な配食サービスの在り方につきまして、今後、十分検討してまいります。

○議長（鈴木広美君）

京増藤江議員、答弁は求められませんので、一言だけ許します。

○京増藤江君

300円で給食を食べられるということで、本当に喜ばれています。民間だとなかなかそういうわけにはいかないということで、市のさらなる努力を期待したいと思います。

以上で終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩といたします。午後は1時10分より再開をいたします。

(休憩 午前 11時53分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（鈴木広美君）

それでは再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問に入る前に、傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されております。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

次に、市民部長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市民部長（吉田正明君）

午前中の丸山議員の一般質問の中で、私の方で、年末年始におけますPCR検査体制のご質問に対し、市郡医師会の当番医により対応すると回答させていただきましたが、確認をいたしましたところ、年末年始の期間中に、毎日、市内の医療機関が一般の診療を行っているものではございませんで、年末年始につきましては、当番医のほか、成田市救急診療所、また、印旛郡市小児初期救急診療所が、一般の診療につきましては対応していただいております。

しかしながら、やはり発熱などの症状が出た場合につきましては、答弁にもさせていただきましたように、千葉県が発熱相談コールセンターの方にご連絡をいただき、指示を仰いでいただけますよう、お願いをしたいと思います。

なお、この点につきましては、市のホームページの方でも周知するとともに、この年末年始、市役所の方もお休みになりますが、市民から問合せをいただいた際に、日直の方からもこういったご案内をしていただけますよう、その辺のところにつきましては徹底をしております。

大変申し訳ございませんでした。訂正をさせていただきます。

○議長（鈴木広美君）

それでは、引き続き一般質問に入りたいと思います。

次に、やちまた21、小澤孝延議員の個人質問を許します。

○小澤孝延君

やちまた21の小澤孝延です。

11月に入り、第3波と見られる新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大が全国に広がっており、感染者数増加に伴う医療体制の逼迫が心配されています。この感染拡大が進む中、医療の最前線でご尽力されている皆様に、心から敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。

さらにインフルエンザウイルスやノロウイルス感染症など、例年冬場に流行する感染症にも注意が必要です。しかし、三密の回避や、手洗い、マスクの着用、免疫力を高めるなど、基本的な感染予防対策は共通していることから、一人ひとりが意識をしながら、さらなる感染

拡大を防いでいければと思います。

質問事項1、地域活性化について、(1) 関係人口についてお伺いをいたします。

日本においては、既に人口減少の局面に突入しており、今後、人口減少はさらに加速するとともに、高齢化もますます進行していくことと推計されています。団塊ジュニアと呼ばれる世代が高齢者となる2040年前後で、高齢者人口はピークを迎えることとされています。

全国の各自治体においても、移住や定住人口、観光人口を増やすことに対し、積極的に取り組んできました。移住や定住については、総務省の田園回帰に関するアンケートによると、農山村地域に移住してみたいと答えた都市住民は、20代男性が最も高く、43.8パーセント、一方、移住する予定があったとしたのは1.0パーセント。20代女性でも、32.1パーセントと1.7パーセントと、幾ら思いがあっても、移住や定住はハードルが高いことも分かってきました。関係人口をはじめ、移住や定住、観光、交流人口等の定義付けも今後とても大切になると考えています。

このことを踏まえ、幾つか質問をさせていただきます。

①2015年に策定した「八街市まち・ひと・しごと地方人口ビジョン」でも、高齢者人口最大や人口減少の進行、生産年齢人口をはじめ、人口構造の変化は、行財政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。そこで、当市における近年の人口減少の状況と、今後の見通しについてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の過去5年の人口の推移を見ますと、平成27年3月末の住民基本台帳人口は7万3千220人であり、本年3月末は4万511人、5.5パーセント減の6万9千169人となっております。

年齢別で申し上げますと、0歳から14歳までの年少人口は、平成27年3月末では8千153人、本年3月末では1千629人、20.0パーセント減の6千524人であり、15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成27年3月末では4万7千58人であり、本年3月末では5千266人、11.2パーセント減の4万1千792人、65歳以上の老年人口は、平成27年3月末では1万8千9人、本年3月末では2千844人、15.8パーセント増の2万853人となっております。

今後の見通しにつきましては、日本全体で出生率の低下傾向が続いている厳しい状況であり、さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあることから、人口推計を行うことは難しい状況でございます。

一方で、この新型コロナウイルス感染症拡大の中、在宅勤務に注目が集まり、民間の不動産・住宅情報サイトが発表した「2020年首都圏版買って住みたい街ランキング」では、前年の70位から26位になったほか、「借りて住みたい街ランキング（首都圏版）」の「コロナ禍での問合せ増加率ランキング」では1位となり、現在のコロナ禍の中、首都圏からアクセスがよく、豊かな自然環境を備える本市の注目が集まっている状況もございます。

厳しい社会経済状況でございますが、この機会を好機と捉え、移住、定住、人口増加につなげてまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

2015年当初に想定していた人口ビジョンにおける人口減少の推移と乖離があった際、今、市長答弁にもありましたが、近年のコロナ禍による影響も含めて、先が見通せないということですが、今後、計画を見直しする等の対応といたしますか、その辺りのお考えについてはどのように対応されるのか、お伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

人口ビジョンは、2015年から2060年までの45年間の将来人口を掲げたものでございます。本年4月1日現在の人口は6万9千169人で、人口ビジョンにおける本年4月1日現在の推計人口は6万9千936人となっており、マイナス767人となっております。

人口ビジョンは45年間の長期計画でございますので、現時点での見直しの予定はございませんが、毎年の進行管理を行う中で、注視してまいりたいというふうに考えております。

○小澤孝延君

この人口減少社会を迎えて、その地域に住む移住や定住人口を増やすか、または、観光などで短期的に訪れる観光人口を増やすかということが重要であるとされてきました。特に移住や定住人口を増やすための自治体間競争が全国で盛んに行われています。しかし、日本全体の人口が減る中で、地域間で移住や定住人口の奪い合いをするだけでは、互いに疲弊するだけとなってしまいます。

国においても、地方創生における、「第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略」で、新たに地域や地域の人々と多様に関わる人々を指す関係人口への取組が盛り込まれました。

そこで、持続可能な地域社会を目指す本市における関係人口についての見解をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

関係人口とは、移住した定住人口ではなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指し、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面する現在の社会情勢におきましては、関係人口と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となり得るものと認識しております。

国における基本指針である「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」では、新たな視点といたしまして、地域課題の解決や将来的な地方移住に向けた裾野を拡大するため、定住に至らないものの、特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組むこととされており、日本の総人口が減少する現状におきましては、これからの本市の活性化のためには、関係人口の創出・拡大は重要な要素であると考えております。

このようなことから、本市では、関係人口などの新たな視点や市の実情を踏まえつつ、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組むため、本年度を始期とする「第2次八街市まち・

ひと・しごと創生総合戦略」におきましても、4つの基本目標のうち、基本目標の2として、「住みたい・訪れたいと感じる街づくり」を掲げまして、関係人口の創出・拡大に努めることとしております。

○小澤孝延君

関係人口とは、移住や定住人口と観光人口の間にあるとされています。今までは住むということ、つまり滞在時間が長いことを評価軸とされてきましたが、これからは、どんな社会的な価値や影響を地域にもたらしたかという新たな評価軸が加わってきます。

政府としても、関係人口を今後の政策課題の1つとして取り組んでいくこととなりますが、当市においては、どのような施策を進めていくのか、その在り方についてお伺いをいたします。

○議長（鈴木広美君）

今の質問は③番でよろしいですか。

○小澤孝延君

③番で。はい。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

人口減少問題と地域経済問題の打開を目指す「第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきましては、第1次総合戦略の基本目標を維持しつつ、関係人口などの新たな視点を踏まえた4つの基本目標を設定しております。

先ほど答弁いたしましたとおり、「住みたい・訪れたいと感じる街づくり」を総合戦略における基本目標2として掲げております。具体的には、スポーツイベントの充実、農業を核とした観光の推進、関係団体や民間施設と連携した観光振興などによる関係人口の創出・拡大や、社会教育施設等を活用した交流拠点の機能強化、ソーシャルメディア等を活用した情報発信の強化による移住・定住の促進の3つの具体的な施策を掲げております。

このような施策の実現に向け、落花生をはじめとした全国に誇る農産物に加え、本市の豊かな自然を活かした複合型のリゾート施設である小谷流の里ドギーズアイランドによる新たな活動などの本市の地域資源を活用したやちまたブランドの確立を図るとともに、県内外で実施しております物販イベントやふるさと納税など、様々な機会により、本市とのつながりを深化させることで、関係人口の創出・拡大を着実に推進してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

続きまして、4番目、関係人口を新たに増やしていくということについては、その地域の面白い人やその人に出会えるたまり場、地域から求められていることを伝えるような、関わり方を案内する機能を果たす場所が必要と考えます。

島根県は、2012年より、東京と関西で島根や地域づくりのことが学べる講座、しまコトアカデミーが開催されており、関係人口を増やすことに成功した取組として注目されています。

そこで、人と地域が関わりを結び、関係人口づくりを手伝うような機能を有する関係案内所のような設立を検討してはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

先ほど答弁いたしましたとおり、人口減少社会におきましては、関係人口と呼ばれる地域外の人材は、地域づくりの担い手となることも期待されるなど、関係人口の創出・拡大はこれからの街づくりに不可欠なものであると認識しております。

そして、関係人口の創出・拡大の手段として、地域内外の人材が交わる場として、関係人口の案内所の設置は有効な手段の1つであると考えております。現時点では、関係案内所の設置の予定はございませんが、市ホームページ上で、八街の暮らしの魅力を掲載する「八街暮らし応援サイト」の充実や、SNSなどの活用を図りながら、やちまたブランドの確立に努めるとともに、市内で地域づくりに活躍している市民や民間企業などの地域資源である方々と行政が一体となった取組を進める中で、市民や民間企業などの活動が、将来的に関係案内所の機能を兼ね備えることも考えられますので、今後、市民や民間企業の方々との協働の取組を進めながら、検討してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ぜひ市民との協働の中で取組を進めていただければと思います。

続いて、5番目の質問に行きます。当市を中心とした、この辺りのすてきなヒト・モノ・コト、またはアイデア・情報など、つながりや関心を持ってもらえたらのような、緩い連携が求められている気がいたします。さきの八街市と山武市の隣接する地域同士のランキング比較も、ある意味では関心を持ってもらうネタにもなりますし、連携を図れるチャンスでもあります。

そこで、千葉のこの辺りといった、市町村や圏域の垣根を越えて、市町村互いに地域や人をつないでいくハブになるような連携の検討や課題についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

関係人口の創出・拡大には、市民や民間企業のほか、関係自治体との連携も不可欠であると考えております。このようなことから、機会を捉え、関係自治体等と連携を進めているところでございます。

具体的に申し上げますと、千葉市と本市を含む隣接市町では、毎年、広域行政や街づくりに関する意見交換会を実施しておりまして、隣接する地域が一体となり、課題や政策の共有に努めております。また、酒々井インターチェンジ周辺の活性化を図り、地域が一体となった取組を行うため、富里市、酒々井町及び本市による「酒々井インター周辺活性化協議会」を平成28年度に設立し、毎年、研修会や意見交換を実施しております。

人口減少社会では、一団体の取組だけではなく、広域的な地域が一体となった取組により、地域のブランド力を向上させることも重要となりますので、ご質問にございます、市町村や圏域を超えた連携につきまして、県内自治体のイベントとの連携による活性化策等につきま

しても調査・研究を進めてまいります。

○小澤孝延君

ぜひその検討をされていることが、実際の街づくり連携の取組につながっていくことを期待いたします。

2018年1月6日から運行を開始したJR東日本による房総バイシクルベース、通称BB BASEと呼ばれるもの、または11月7日には、CHIBA IKUと呼ばれるライダーズ神社の旗上げが八街神社で開催されるなど、民間企画の取組やイベントが県内を賑わせています。これら民間や市民企画のイベント等に積極的に連携を図っていくべきと考えますが、このあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

関係人口の創出については、各自治体間の連携に加え、民間の活動が重要となります。千葉県におきましても、他自治体において様々なイベントが開催されておりますので、先ほど市長が答弁いたしましたとおり、県内自治体のイベント等の連携による活性化対策、市内外の民間の取組との連携を視野に入れた活性化策等につきまして、調査・研究を進めてまいりまして、積極的に連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

○小澤孝延君

続いて6番目の質問に行きます。関係人口の関わり方を区分すると、地域の特産品の購入、寄付（ふるさと納税）、または頻繁な訪問、ボランティア活動への参加、二地域居住などの準定住などが考えられ、それぞれに提供する情報や働きかけは違ってきます。そこで、このセグメント（区分）を意識したプロモーションの充実についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

自治体に対する魅力の感じ方は多種、多様であることから、それぞれのニーズにつきまして、住む場所や年齢、性別、趣味などの特定の条件によるグループ分けを行うセグメント化は重要であり、セグメントごとに把握・分析し、市の魅力を細分化することは重要な視点であると考えております。

例えば、シティセールスのPR冊子として平成27年度に作いたしました「るるぶ八街特別編集」では、若者世代には、紙媒体よりも電子媒体が有効であることから、デジタル版を市ホームページに掲載しており、また、本年から市公式ツイッターを開始するなど、セグメントを意識したプロモーションに努めているところでございます。全国的に人口減少が進展する中では、これまで以上に、セグメントを意識・分析した上でのプロモーションが必要になると考えております。

このようなことから、本市の活性化を図るためには、それぞれのターゲットが必要とする魅力や情報を把握・分析し、様々な機会を捉え、効果的に関係人口の創出・拡大につながるプロモーションを推進してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ぜひよろしくお願ひいたします。

先ほど来から出ていますが、1都3県の首都圏を中心にした、「買って住みたい街ランキング」26位とか、「物価が安いと感じる街ランキング」でも5位とか、「コロナ禍での移住問合せ増加率」1位など、全国から関心が集まっていますが、この関心による問合せ等の反響はどの程度あったのか、お伺ひいたします。

○総務部長（大木俊行君）

先ほどの件でございますが、問合せといたしましては、テレビ局をはじめ、各種報道機関から大変多くの取材等の問合せをいただいているところでございます。これは、全国への八街市のPRにつながったというふうに認識しておりますので、さらに本市の関心をいただけるようにPRに努めてまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

続いて7番目、さきの11月11日、落花生の日に誕生日を迎えられたピーちゃん、ナツちゃん、誠におめでとうでございます。全国及び市内外において、八街市のPRのために日々活躍していただいております、本市ホームページのピーちゃんナツちゃん活動記録で、その活動の様子が報告がされています。しかし、残念なことに、平成29年10月を最後にページの更新がされていません。本市ホームページのピーちゃんナツちゃん活動記録の更新についてお伺ひいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市のホームページにおけるピーちゃんナツちゃんの活動記録につきましては、平成29年度以降、更新されておらず、また、その後も、昨年度の台風等による被害に続き、新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くのイベントが中止となったことから、活動の機会がほとんどございませんでした。

しかしながら、ピーちゃんナツちゃんは、本市のイメージキャラクターとして定着しており、活動内容を広くPRすることにより、ホームページの閲覧数の増加にも寄与するものと考えますので、今後につきましては、活動ごとの更新に努めるとともに、公式ツイッターへの投稿についても検討してまいります。

○小澤孝延君

市が主催の行事やイベントのほかにも、市民や関係団体等からの要望によって、市内外でも様々活動をしています。貸出要綱に写真データや活動報告の提出を求めて、投稿をして、ピーちゃんナツちゃん活動記録をさらに充実したページとできないか、お伺ひいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

ピーちゃんナツちゃんの貸出しの際に、市のホームページに活動記録として掲載することが可能であることを伝達いたしまして、活動時の写真データ等を提供された場合につきまして

は、積極的に掲載してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ぜひよろしく願いいたします。

関係人口を考える上での基本的なスタンスは、移住や定住をゴールにしない、求め過ぎないとされています。関係人口の価値は、地域に移住や定住するか、しないかではなく、離れていても関係を保ち、役に立ってもらえればそれでよく、仲間にいるということがゴールとなります。

当市には、景勝地や有名な施設等はなかなかありませんが、人口減少はさらに加速が予想されます。だからこそ、人と人との気持ちに寄り添いながら、関係人口という熱烈なファンを増やしていく施策が必要と考えます。人と人とのつながりから、八街市が関係人口の先進地となるような、そんな街づくりを期待いたします。

続いて2番目、福祉の充実についてお伺いいたします。

(1) 多様な人に配慮した市民サービスについて。昨年の台風15号の暴風による今まで経験したことがない長期間の停電。今なお、その爪痕は市内各所に残っています。そして、その後の新型コロナウイルス感染症の拡大により、高齢や障がい、児童、妊産婦、外国人といった要支援者の現状把握や情報伝達、支援の在り方をはじめ、多くの課題が明確になり、それらに対する対応と対策が急がれています。そのような課題意識から、幾つか質問をさせていただきます。

①新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大が全国に広がっており、市内各所においても検温やマスクの着用、消毒液、アクリル板やビニールでの飛沫防止など、様々感染予防対策が実施されています。しかし、出入口や窓口の飾りとなってしまっているような場所も見受けられます。そこで、要支援者にも分かりやすい表示や案内等、市庁舎等行政施設における感染予防等への対策及び対応についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市庁舎等の行政施設の新型コロナウイルス感染症の予防対策といたしましては、庁舎の出入口にアルコール消毒液を設置し、手指消毒を行っていただくとともに、マスクの着用をお願いしております。

庁舎の中につきましては、廊下と執務室の間にビニールシートを設置し、エアロゾルなどによる感染の予防を図っております。来庁者と対面する各カウンターにつきましては、透明な塩ビ板を設置して、飛沫感染を防止しております。カウンターや椅子などにつきましては、1日3回以上の消毒を行っているほか、1時間に1回、窓を開けて換気を行っております。なお、各課などの執務室内におきましては、向かい合っている職員の間には、机の上に段ボール製のパーティションを設置して、職員間の感染防止を図っております。

また、不特定多数の市民等の利用が想定される施設に、一度に5人以上の体温測定が可能なサーマルカメラを設置したほか、今後、各公共施設内のトイレの手洗いについて、自動水栓

化工事を行うとともに、トイレの出入口付近にセンサー式の手指消毒用設備を設置して、感染予防対策を充実していくこととしております。

職員につきましては、感染症予防対応確認票を配付して、出勤前の検温など、健康管理を促しているほか、食事中や喫煙時には飛沫感染の危険性が高まることから、特に感染防止に努めるよう、注意喚起をしております。

以上のような対策を実施しておりますが、今後は、ご指摘のありました要支援者の方々にも分かりやすい掲示や案内等、市庁舎等行政施設における感染予防等につきまして、対応及び対策に努めてまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

特に視覚に障がいがある方等については、ガイドヘルパーや点字など、接触機会が感染リスクにつながります。この視覚に障がいがある方への配慮についても同様に考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

また、市が所管する協議会や会議等でも、障がいがある方をはじめ、様々な配慮が必要な方がいらっしゃいます。この間、協議会等をはじめ、招集や情報伝達、情報共有等への工夫や配慮があればお伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

障がいをお持ちの方が参加するものとして、1つ例を挙げますと、自立支援協議会といったようなものなどがございますけれども、この開催にあたりましては、ウェブ会議ですとか、あと、メーリングリストでの情報伝達、情報共有というのを行っております。

また、対面での会議を開催する場合につきましては、通常より大きな会議室を利用しまして、密を避け、入室をする際にはマスクの着用、また手指消毒、検温の方を実施しております。また、会議室の方におきましては、換気を行うなどの感染防止対策の方を徹底しているところでございます。

○小澤孝延君

様々な配慮がされている中、この新型コロナウイルス等の対応についても大分慣れてきたと申しますか、当たり前のような状況にもなってきますので、改めて様々な配慮が必要な方がいらっしゃるということを前提に、声かけであるとか、対応についてご配慮いただければと思います。

続いて②番、行政のデジタル化に関する基本原則や個別施策を定めた「デジタル手続法」が令和2年5月に可決され、行政手続はオンライン実施が原則化されました。自治体においては努力義務とされていますが、今後、行政サービスの維持、向上のため、自治体におけるデジタル化は不可避となってきます。そこで、当市における行政手続の簡素化や、デジタル化に向けた状況についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

行政手続のデジタル化は、インターネットや電子メール等を活用した行政手続のオンライン

化が有効と考えておりました、国においても、自治体デジタル・トランスフォーメーションの具体的な施策として、マイナンバーカードを利用した行政手続のオンライン化などが示されております。

本市におきましても、国の動向に合わせてこの施策に取り組むとともに、認知技術を活用して作業を代行・代替する人工知能、いわゆるAIや、人間のみが対応できると思われた作業を、人間に代わって自動化できるRPAといった新しい技術を行政サービスに活用して、行政手続の簡素化、デジタル化を進めてまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

デジタル化による行政サービスの提供にあたっては、高齢や障がい、外国人等、特に配慮が必要な方というのもしらっしゃいます。この方々に対する課題等はどのようなことを想定されていらっしゃるのか、もしも考えがあれば、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

こうしたデジタル化により行政サービスの提供に関しましては、ご指摘のとおり、高齢者、あるいは障がい者の方など、デジタルに慣れていない人が受けられるオンラインの環境の整備、また、外国人の言葉の問題、また、障がい特性に応じた配慮、また、高齢者の方に対します支援の必要性など、数多くの課題があるというふうに認識をしております。こういった課題につきまして一つ一つ検証し、調査・研究をしてみたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

国が示されている方向性ではありますが、千葉県においても、いまだその明確な指針というのが定め切れていないという現状があるそうです。本市においても、様々なことを想定しながら、来るデジタル化、簡素化に向けて準備を進めていただければと思いますので、よろしくお伺いいたします。

③番目、過去にも、東京オリンピック・パラリンピックの開催や、訪日外国人や国内の移動を含めたインバウンドへの対応としてのキャッシュレス決済の推進を進めるべきとしてきました。最近では、新型コロナウイルス感染症をはじめ、ほかのウイルス等感染症の感染リスク減少といった観点からも、キャッシュレス決済への取組が注目されています。

船橋市では、民間企業と連携して、中小規模の商店がキャッシュレス決済を導入する場合、初期費用3万8千円のうち、2万円を市が国の交付金を原資として導入費用を補助しています。残りを民間企業側が負担することとして、最大500店の導入を進めています。本市においても、感染予防対策や若者、訪日客等の需要も見込めるキャッシュレス化を推進できないかお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

キャッシュレス化の推進は、現金を使うことで生じる社会的なコストの削減や、スピー

ディーな決済の実現、インバウンド消費の高まり、お金の流れの透明化による不正行為防止及び治安向上など、様々なメリットが期待されていることは承知しております。

本市のキャッシュレス化の取組といたしましては、令和2年4月より、市税等の納付に関し、インターネットを利用したクレジットカードによる納付を導入し、納税者の利便性の向上を図っているところでございます。また、市内商店街等におけるキャッシュレス化につきましては、大型店やフランチャイズチェーン店等では多くの店舗が対応しておりますが、個人商店等に普及しているとは言えない状況にあるものと認識しております。

しかしながら、キャッシュレス化は、消費者にとって手ぶらで簡単に買物が可能になるなど、利便性の向上が図られる上、カード紛失、盗難時には、条件次第で全額補償されるなど被害リスクが低く、事業者におきましても生産性向上につながり、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、現金に触れる機会が少なくなることにより、感染防止、並びに衛生面においても有効な手段で、経済全体にも大きなメリットがあると考えられます。

市といたしましても、まずは、キャッシュレス決済におけるメリット及びデメリットについて、市民の皆様方に正しく情報を提供し、理解を深めていただくよう努めてまいります。また、キャッシュレス決済の導入に対する事業者の方への支援策など、国の動向を注視するとともに、他の自治体の先進事例につきましても、調査・研究をしてまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

キャッシュレス決済の導入の推進にあたって、八街商工会議所や市内の商店街等との連携は何かしら図れないのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

本市におけるキャッシュレス化の取組といたしまして、八街商工会議所では、先般11月9日に、国の施策であります「QRコード決済統一普及事業」の申込説明会を事業者向けに開催いたしました。また、12月10日には、事業者の申込みの登録を支援する申込サポート有人窓口を開設すると伺っております。

今後につきましても、八街商工会議所や関係団体と連携を図りながら、このような取組を推進してまいります。

○小澤孝延君

ぜひ前向きに進めていただければと思います。

続きまして、④番目、緊急事態宣言をはじめ、外出自粛や行事、イベントの中止、新たな生活様式を意識した活動を求められている中、地域、社会のセーフティーネットとも言える高齢者や障がい者、乳幼児、児童を支援している各福祉施設等では、クラスターを発生させない、万が一発生したときのための対策や対応手順など、様々な配慮や工夫をしながらサービス提供体制を維持していらっしゃいます。

また、支援する対象の方によっては濃厚接触ありきでの支援が求められ、まさに命がけで

日々支援にあたっていただいています。これら市内各福祉施設等の現状の把握は、どのようにされているのかお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市内各福祉施設等の状況把握につきましては、職員が、会議への参加や事務連絡のために訪問した際などに現場にて行っております。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設内での面会や訪問が難しくなっており、また、対面での会議が開催できない施設が増える中、現場での状況把握が難しくなっておりますが、各種手続や相談のために事業者が来庁した際、あるいはマスク配布の際など、相手先を訪問した機会に、新型コロナウイルス感染症対策のほか、事業所の現状や困り事についてお話を伺うように心がけ、状況把握に努めてまいります。

○小澤孝延君

ぜひ小まめに声かけ、お目かけをいただければと思っています。

また、市民が通学している特別支援学校等は市外となりますが、その現状について、教育委員会としてはどのように把握をされているのか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

特別支援学校への就学については、千葉県教育委員会より区分されている通学区域の中から、その支援内容の種別に応じまして選択いたします。教育委員会では、特別支援学校への就学を希望する幼児、児童、生徒及び保護者に就学相談を随時行っております。

また、本市に居住する特別支援学校の児童・生徒が自分の居住地の小中学校で交流体験を行う居住地交流や、特別支援学校の先生方を各校に派遣し、児童・生徒や教員の支援を行うための専門家チーム派遣事業などの取組を行っております。

市立幼稚園、小中学校との日常的な交流については十分とは言えませんが、今後とも、さらに充実した連携の在り方について検討してまいりたいと思います。

○小澤孝延君

なかなか市外に通われている小中学生、幼稚園もそうですし、特別支援学校もそうですし、その状況については把握するということが難しい状況になっているのは承知をしています。

これら市内及び市外の市民が利用している各種福祉施設だとか、特別支援学校等のコロナ禍による課題とか、それらに市や教育委員会が何かしら関わった案件等があれば、それぞれお伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

それではまず、福祉施設という点からお答えをさせていただきます。これまで福祉施設の方からは、新型コロナウイルス感染症への対策方法であるとか、また、それに伴います物資の不足、また、報酬算定の取扱いといった個々の連絡とか、相談などが寄せられたところがございます。

現在は物資に対します相談につきましては、落ち着いているところがございますけれども、これから本格的な冬を迎えるにあたりまして、強い危機感を持って対処していく必要がございますので、今後におきましても、施設からの相談につきましては親切、丁寧に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木広美君）

教育関係の方はいかがですか。

○小澤孝延君

関わった案件等があれば、お伺いします。

○教育長（加曾利佳信君）

先ほど申し上げましたけれども、就学相談を行ったり、居住地交流、専門家チーム派遣事業なども随時行っているところがございますけれども、それ以外に、特別支援教育支援会議というのがありまして、市内の小中学校の担当の先生及び特別支援学校の先生方と、情報の交換を年に数度行っている状況でございます。

○小澤孝延君

なかなか市内に箱物がなかったり、居住がなかったりすると目が行き届きづらくなってしまいうところもありますから、ぜひ引き続き連携を図っていただければと思います。

続いて5番目、新型コロナウイルス感染症拡大によって、感染予防対策が最優先となっていることや、社会経済活動が停滞していることから、一般企業では、雇い止めや解雇が懸念され、福祉的就労の現場でも、請負作業の減少や生產品の販売機会がなくなる等、例年どおりの仕事量や売上げが確保できない等、様々な影響が表立ってきました。

そこで今回は特に障がいがある方の働く場や、所得補償を含めた優先調達推進法等による取組や支援等についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」では、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、もって障害者就労施設で就労する障がいのある人、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することが目的とされております。

本市では、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を毎年度策定し、調達方針及び調達実績をホームページで公表しております。令和元年度では、前年度の実績を上回ることを目標とし、実績額324万5千600円、前年度比25万8千200円の増額となりました。内容は、高齢者の宅配弁当、322万2千600円、スポーツ大会競技用パン、2万3千円となっております。また、市が発注する物品のほか、やちまたふくしフェスタの店舗出店や、庁舎内でのパン販売などの場所の提供、イベント情報の発信などを行い、障がいのある人の就労意欲、達成感、喜びを感じることができるよう、障害者就労施設等の取組を支援しております。

今後も、障害者就労施設等からの優先的な調達について、継続的に取り組んでまいります。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

この雇い止めや解雇等で生活が維持できなくなってしまった等の相談というのは、この間あったか。また、あったとすれば、その対応についてお伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

ご質問にございます雇い止め、あるいは解雇などで生活が維持できなくなってしまったといったような相談につきましては、今のところはございませんけれども、コロナの影響に限らず、就労に関します相談等につきましては、ご本人の希望、また、環境、状況などを確認させていただきながら、その方に合った適切な支援ができるように心がけているところでございます。

具体的に申し上げますと、障がいのある方の職業的自立を実現するために、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を一定的に行う障害者就業生活支援センター、あるいは障害福祉サービスを利用した就労支援事業などのご案内、また、場合によりましては、生活困窮者自立支援事業の紹介など、関係機関につなぐなどの対応をしているところでございます。

なお、この障害者就業生活支援センターにつきましては、今年の6月から、佐倉市より八街市の方へ場所は移転をしてくておるところでございますので、今後は、より緊密に連携をして対応してまいりたいというふうに考えております。

○小澤孝延君

災害時、非常時においては、やはり要配慮者、配慮が必要な方への影響というのが非常に大きく懸念をされます。ぜひ丁寧な対応について引き続きお願いをいたします。

6番目、八街市における外国人人口は、平成30年度末で約2千500人、市人口全体の3.7パーセントを超えており、増加の一途をたどっています。市のホームページやカタログポケット等では、日本語と、そのほか9言語での多言語対応をさせていただいており、感謝をいたします。

しかし、非常災害時等では十分な対応となっているでしょうか、災害弱者と呼ばれる外国人等は、情報難民となってしまうことが課題となっています。平時、非常災害時を含めて、多様な人に配慮した防災無線による多言語での情報発信ができないか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市民の皆様方に対する各種行政情報につきましては、現在、防災行政無線、広報やちまた、市ホームページ、広報やちまた電子配信サービス、SNS等により周知を図っているところでございます。

ホームページは、平成30年7月に、検索機能や多言語表記、音声案内などの機能を備えるとともに、障害者差別解消法や日本工業規格に基づき、ウェブアクセシビリティ環境の整備など、市民の皆様に使え勝手のよいホームページに全面リニューアルを実施したところでご

ございます。広報やちまた電子配信サービスにつきましては、平成29年4月から、新聞未購読世帯や、日本語を母国語としない方などへの市政情報発信のツールとして開始したところでございます。また、本年2月からは、八街市公式ツイッターを開始して、市政情報の発信をしております。

災害発生時等における防災行政無線による多言語の情報発信ということでございますが、災害発生時には、外国の方に必要な情報が伝わりづらいなど、課題は認識しております。本市における外国人の国籍なども勘案し、多言語による防災行政無線での情報伝達が可能であるかどうか、今後、研究してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ぜひ前向きにご検討いただければと思います。

ちなみにやちまたメール配信サービスについて、これの多言語等対応についてはいかがか、お伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

緊急時におけます情報難民を出さないため、できるだけ多くの手段を用いて情報発信することにつきましては、大変重要なことと認識しておりますので、こちらにつきましても防災行政無線の多言語と同様に、その可能性について研究してまいりたいというふうに考えております。

なお、メールソフトによっては自動翻訳が可能であり、パソコンやスマホではメールの内容など、あらゆる言語に翻訳することができますので、このようなサービスの周知につきましても検討してまいりたいと考えております。

外国籍の方が、言葉が分からないことから避難できなかつたり、逃げ遅れてしまうということがあってはならないということでございますので、これについては十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○小澤孝延君

よろしくお願いたします。

八街市に関わる全ての方々が、その人らしく、安心して暮らし続けられる、自ら関わり続けられる地域社会の仕組みづくりには、市民との対話と、地域に出向いての現状把握といった実学現場主義の視点と発想が必要だと考えています。

AIやIoTが生活の中心となりつつある昨今、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も受けて、世の中のデジタル化やオンライン化は急速に進んでいます。しかし、こんな時代だからこそ、人と人とのつながりの大切さを忘れてはならないとも感じます。

地域社会は、様々、多様な方々で成り立っています。その多様性を前提としつつ、市民協働の観点から、商、工、農、福等の連携だけでなく、庁舎内関係各課が横断的に連携したオール八街で、誰一人取り残さない心の通った各施策の推進を期待いたします。

以上で、やちまた21、小澤孝延の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で、やちまた21、小澤孝延議員の個人質問を終了します。
会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午後 2時06分)

(再開 午後 2時16分)

○議長（鈴木広美君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、やちまた21、加藤弘議員の個人質問を許します。

○加藤 弘君

やちまた21の加藤弘でございます。

質問に入る前に、新型コロナウイルスに感染され、療養されている皆様方にお見舞いを申し上げます。また、お亡くなりになりました皆様には、心よりお悔やみの言葉を申し上げます。また、この議会中もコロナウイルスの感染症等で、多くの職員の皆様のご労苦に御礼と感謝を申し上げます。

それでは、通告に従い、順次質問いたします。

質問事項の第1は、人口、財政問題についてお伺いします。当市におきましても、全国的な現象と同様に、この数年間、市民人口が減ってきております。人口の減による税収の減から様々な問題が発生し、市民生活への影響が大になっているのではと不安を感じるところであります。

そこで、質問要旨の第1は、今年度の転入、転出人口について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の上半期の転入件数は914件、転出件数は1千140件でございました。前年度同時期と比較して、転入件数は867件の減、率にして、マイナス48.7パーセント、転出件数は601件の減、率にして、マイナス34.5パーセントと、いずれも減少いたしました。また、令和2年10月末現在の人口は、6万8千635人で、前年度の同時期の6万9千660人と比較して、1千25人の減となっております。

○加藤 弘君

それでは、年代別、男女別はどのような状況か、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

人口の方ですが、令和元年10月と令和2年10月の人口を比較してみますと、男女別についての減少率では特に大きな差はございません。

また、年代別の状況でございますが、10代以下の若年層、また、40代前半の方の減少率というものが、ほかの年代の方と比べまして多少多いという傾向が見受けられるという状況でございます。

○加藤 弘君

それでは、新生児とか外国人はどのような状況でしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

新生児、それから外国人の状況ということで、まず、新生児、出生数の方からお答えをさせていただきます。本市に届出がございました出生数で比較をさせていただきますと、平成30年11月から令和元年10月までの1年間の出生数については、348人、令和元年11月から令和2年10月までの1年間では、283人ということで、65人の減少という状況でございます。

それから、外国人の状況でございますが、外国人の方につきましては、ここ数年、増加傾向を示しておりましたけれども、本年4月から10月までの間につきましては、減少傾向にございます。これはコロナの影響によります入国制限等が原因であるかと考えておまして、入国制限が緩和された現在につきましては、少しずつではありますけれども、外国人の方の転入出の件数につきましては若干増の方に傾向をしているところでございます。

○加藤 弘君

それでは、質問要旨の第2、人口減少による税収の課題について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

人口と税収には中長期的な視点から見ますと、相関関係があると思われることから、人口減少は本市の税収に大きな影響を与える要因の1つと考えております。

具体的には、個人市民税は、生産年齢人口の減少により納税者数が減り、大きな減収となることが予想されます。また、法人市民税につきましては、事業所数、軽自動車税につきましても、登録台数がそれぞれ減少することが見込まれることから、やはり減収は避けられないものと思われまます。固定資産税は、人口減少により課税対象資産が大きく影響を受けるものではないと考えておりますが、長期的には、土地や家屋の需要の低下による価格の下落が起り、固定資産税へマイナス影響を与えることが懸念されるところでございます。

このように、税目による減少幅は異なると思われまますが、人口減少化における税収の確保が大きな課題と考えております。

○加藤 弘君

それでは、再質問させていただきます。税収減の大きな要因は、人口の減と新型コロナウイルスによる生産活動の減にわたるかと考えられまますが、短期的と長期的に分けて、どのような施策を考えているのか伺います。

○総務部長（大木俊行君）

人口減少化に加え、今回、新型コロナウイルス感染の拡大に伴う企業業績悪化の影響によって減少が予想される税収の確保は容易ではないというふうに考えております。しかしながら、今後も住民サービスを維持するために、税収をいかに確保するかは非常に重要であると認識しております。

対策といたしましては、課税対象者である未申告者の調査、償却資産税、課税客体の補足、収入が減少した方に対する国民健康保険税減免制度の活用、担税力のある方に対する徴収強化などが考えられますが、今後、市税等徴収対策本部において慎重に検討してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、地方税法の規定を踏まえ、納税者等の個別、具体的な状況を把握した上で、適切な執行に取り組んでまいりたいと考えております。

また、企業が進出しやすい制度づくり等は大変重要であるというふうに考えておりますので、他自治体の取組等を調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

○加藤 弘君

財政調整基金ですけど、通常、一般会計の1割以上というふうに伺っておりますが、12月の補正後の年度末見込額が約15億円となっているが、来年度予算編成を踏まえた今後の見込額をお伺いします。

○総務部参事（會嶋禎人君）

今、質問がありました12月の補正後が15億ということで、財政調整基金は、一般的には標準財政規模の10パーセント、15パーセントという形で考えられておまして、八街市の場合ですと、15億から20億程度というのが標準的な額だというふうには言われております。

それで、今のところ平成30年度末が最近ではピークで、26億円程度ありましたが、ここ数年というか、平成30年、それから令和元年というところで、この辺から徐々に減ってきておまして、その大きな原因が、昨年度の台風の関係の災害に対しての財源と。それから、もう一点が、昨年度末から今年度にかけての新型コロナ関係での財源ということで、2年続けて、一般財源は少し持ち出すようなことで減額になってきております。

それで、今年度、これからの状況で決算を迎える中で、執行残等があることを希望しておりますので、それによって多少の戻入れがあるのかなというふうには考えているんですが、今のところはちょっと不透明な形で、今回の補正額が今のところ精いっぱいというところでございます。

それで、令和3年度、ただいま予算編成を行っているところでございまして、市税や交付金などが減収するというのがもう目に見えているというところと、あと、歳出の方では、既に整備しました小中学校の空調関係の市債の償還金、それから、北総中央用水整備に係る償還が始まるというところ、それと、社会保障関係の額が当然増えてくるというようなもの、それから、クリーンセンターが大規模改修が始まっていくというところで、予算編成の中では相当の取崩しが予想されるのではないかとといったところで、具体的な数字はまだ申し上げる状況ではないんですけれども、今年度末の見込みの額を維持し続けるということは、ちょっと難しいのかなという状況にありまして、さらに今後も数年厳しいのかなというふうには判断しております。

○加藤 弘君

それでは、質問要旨3、移住促進、転入対策について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

全国的に人口減少が進展する中で、移住促進・転入促進策は、本市にとっても最重要課題の1つであると認識しておりまして、本市では、平成27年度に策定いたしました「八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、各世代が安心して生活できる住環境づくりにより、各世代が定着できる八街市を目指し、各種施策を推進してきたところであり、この計画を踏まえつつ、昨年度は、今年度を始期とする第2次総合戦略を策定したところでございます。

昨年度までの総合戦略の中においては、4つの目指すべき将来の方向性を定め、各種施策を展開しております。具体的に申し上げますと、1つ目は、子どもを産み育てやすい街づくりでございます。第二川上児童クラブの設置や、明德やちまたこども園の開設支援、全ての小中学校へのエアコンの設置などを実施したところでございます。

2つ目は、住みたい・住み続けたい街づくりでございます。都市機能強化と公共交通などの生活利便性の向上や、市内での新産業創出などによる雇用促進により、全ての世代の方々が住みやすい環境づくりを目指し、JR榎戸駅橋上駅舎・自由通路の整備や、国道126号の沖入り口交差点の整備、ふれあいバスの利便性向上や、高齢者外出支援タクシー利用助成事業、買物代行サービス事業、特に市民の期待の大きい道路整備や交通環境施策、高齢者施策等を実施したところでございます。

3つ目は、安全で安心な街づくりでございます。防災体制の充実や良好な住環境の確保、提供を行うため、八街駅南口への防犯ボックスの設置、自主防災組織や女性消防団活動等の市民活動を支援するほか、防犯灯のLED化など、これからの街づくりの視点として、市民の期待が大きい、安心して暮らせる街づくりの推進を図ったところでございます。

4つ目は、市民と共に作る街づくりでございます。これからの街づくりには、これまで以上に市民や地域の団体、学校など、様々な主体が連携・協力しながら街づくりを行うことが重要となりますので、「八街市協働のまちづくり条例」を制定するなど、本市に関わる全ての人々が街づくりの担い手となって、互いに支え合い、地域課題に取り組んでいく体制づくりに努めたところでございます。

これらの各種施策のほか、民間企業等では、八街生姜ジンジャーエール企業組合による八街生姜ジンジャーエールの開発・販売が行われ、今年度は、新たに八街生姜ジンジャーエール・ドロップスの開発・販売がされており、また、複合型のリゾート施設である小谷流の里ドギーズアイランドによる八街の自然を活かした観光事業が進められるなど、民間の力による新たな産業や活動が展開されており、人口は減少傾向ではあるものの、新たな活動が生まれている状況でございます。

日本全体の人口減少が進む中、人口減少の抑制は時間を要する課題でございますので、引き続き、市民ニーズに合った各分野の施策を展開するとともに、市民や民間の活動とも連携を

図りながら、市の様々な魅力向上に努め、移住定住・転入対策を進めてまいりたいと考えております。

また、民間の不動産・住宅情報サイトが発表した「2020年首都圏版買って住みたい街ランキング」では、前年の70位から26位になったほか、「借りて住みたい街ランキング（首都圏版）」の「コロナ禍での問合せ増加率ランキング」では1位となり、現在のコロナ禍の中、首都圏からアクセスがよく、豊かな自然環境を備えるとともに、本市の各種施策や、市民の方々や民間企業、市議会議員の皆様の活動の一つ一つの成果であると考えております。

このような本市への注目度が高まる機会を効果的に活用いたしまして、移住定住の促進につなげてまいります。

○加藤 弘君

空き家の状況は不動産屋の情報になるかと思いますが、その辺の空き家の活用状況はどのような状況か、お伺いします。

○建設部長（市川明男君）

本市におきましては、市内の空き家を有効活用し、地域の活性化や移住、定住の促進を図ることを目的に、平成26年12月1日に空き家バンク制度を執行したところでございます。これまでにこの空き家バンクに登録した空き家の件数でございますが、12件で、このうち契約に至ったものが3件、登録中のものが1件、登録された方からの申出による取消が5件、登録後2年を経過し、取消となったものが3件となっております。

以上です。

○加藤 弘君

近年、八街市に移住、転入されてこられた方々をお願いして、専従担当者として活動していただいたり、専門組織を立ち上げて、この移住、転入に対する組織等を立ち上げる考えはないか、お伺いいたします。

○総務部長（大木俊行君）

今回の件につきましては、市民の方と行政による協働の街づくりには、市民の方々からのご意見をお伺いしながら進めることは大変重要であるというふうに考えております。

今、議員の方がおっしゃいました、本市に移住、転入された方の把握につきましては、個人情報等の関係で難しいものがございますが、把握が可能な範囲で、移住、転入者からの意見や提言を伺うとともに、様々な機会を捉えて市民の皆様からの意見を取り入れた移住定住促進施策を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、専門組織の立ち上げというお話ですが、これにつきましては、なかなか難しい点もございますが、他自治体の取組等も参考にしながら、調査・研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○加藤 弘君

他県で、やはり都会から地方に移住された方々、そういう方々の実体験を基に、新たな方を移住していただくような活動が、国内あちこちで目立つようになってきております。そうい

う情報を逐一入手していただいて、民間の力も借りていただきたいなという思いであります。

それと、市民協働推進課が主導して、関連する各課と連動しながら、あらゆる市民から移住、転入について意見を吸い上げる考えはないか、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

市民協働推進課におきましては、市民意見を取り入れる全庁的な取組として、市民意見公募制度を平成29年度に創設いたしまして、全分野の施策におけます市民意見の公募をルール化しているところでございます。

また、八街市協働の街づくり条例におきましては、各市計画、また、市民生活に重大な影響を及ぼす制度などを創設する際には、この市民意見公募制度の実施のほか、説明会、あるいは意見交換会の開催、また、審議会等での意見の徴収、アンケートの実施などの手法を必ず1つは実施し、幅広く多様な市民意見を取り入れる場や機会を設けることもルール化されているところでございます。

これらルールに基づきまして、本市の街づくりの基礎となります「総合計画2015後期基本計画」、あるいは移住定住施策の「第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましても、担当課におきまして、市民アンケート調査、あるいは市民懇談会、街づくり活動、団体懇談会などが行われた上で、これらの計画が策定されたものだというふうに考えているところでございます。

したがって、市民協働推進課におきまして、改めてこの移住、転入に関します街づくりアンケート等の意識調査を実施するということにつきましては予定はしておりません。

○加藤 弘君

それでは、質問事項の第2に行きます。コロナ禍における支援対策についてお伺いします。今議会中にも、新型コロナウイルスの発生に関する報告等があり、これからも発生拡大が懸念されるところでありますけど、このような中、医療機関に従事されている方々のご家族への誹謗中傷や、様々な形で罹患者への犯人捜しのようなことがあるとも伺い、大変心配するところであります。

また、コロナ禍の影響から、思うように就業できず、大変な苦勞を余儀なくされている方もあると伺うところであります。

そこで、質問要旨の第1は、コロナ感染者への誹謗中傷防止条例制定について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者と、その家族や職場、施設等、また、感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する匿名の非難や中傷、排除を促す文章、SNS上での攻撃的な言辞などで、偏見や差別を助長する行動が問題となっております。このような行動は、決して許されることではありません。

本市におきましては、現在のところ、誹謗中傷防止条例を制定する予定はございませんが、感染者情報を発表する際には、人権への配慮を併せてお願いしてあります。また、私からも、

市長メッセージとして、新型コロナウイルス感染者やその家族、関係者への偏見、差別、排除など、人権侵害へつながることのないよう、重ねてお願いしてあります。

改めまして、新型コロナウイルス感染症は、感染予防をしても、誰もが感染者・濃厚接触者になり得る状況であることを受け止めていただくとともに、正確な情報を入手し、行動していただきますよう、市民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

○加藤 弘君

私の知り合いに、医療関係に看護師として従事したその方は、やはり周りから誹謗中傷を受け、家族を守るために致し方なく介護施設へと転職をされたという方もいらっしゃいます。現にそういう方が、我々の目の届かないところで苦しんでいるということ、そういうことを行政の方ももっと耳を傾けていただきたい。市長が今言われたように、広報やいろんな形で再度呼びかけていただくようお願いしておきます。

それと、質問要旨の第2は、コロナ禍におけるひとり親家庭への対策、対応について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

コロナ禍におけるひとり親家庭への対策、対応としましては、本年6月に、ひとり親家庭の生活を支援することを目的とした市独自事業として、「ひとり親家庭等元気アップ給付金」を、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等に、1世帯当たり3万円を支給いたしました。

また、国のひとり親家庭への支援策として、本年8月から、「ひとり親世帯臨時特別給付金」の支給を開始しております。支給対象となる方は、児童扶養手当を受給されている方、年金受給を理由に、児童扶養手当が全部支給停止の方、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方に、1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円の給付をしており、さらに児童扶養手当受給者及び年金受給を理由に、児童扶養手当が全部支給停止の方のうち、家計が急変したことが確認された場合は、1世帯当たり5万円を追加給付しております。

さらに、本年11月から、「ひとり親家庭等医療費等助成事業」の開始に伴い、これまでは、通院等の領収書を担当課窓口へ提出する償還払いの手続が必要となっておりましたが、受給券の発行により、医療機関の窓口で手続が完了いたしますので、担当課窓口に来る手間がなくなり、人との接触機会が減ることから、新型コロナウイルス感染症拡大防止への感染リスクの軽減につながるものと考えております。

なお、国では、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、生活が苦しいひとり親世帯を支援する臨時特別給付金を再度支給する方向で調整に入ったとの報道がありましたので、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

それでは、質問要旨の第3、妊婦への新型コロナウイルス検査補助について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市における妊婦への新型コロナウイルス検査助成はありませんが、千葉県の事業において、PCR検査費の助成を行っております。対象となる妊婦の方には、母子健康手帳の発行時の面談の際に周知しております。

検査回数は1回で、令和3年3月31日までの期間で、2万円を限度としております。対象は千葉県内に住所を有する医療機関に継続受診、または分娩予定の妊婦の方で、分娩予定日がおおむね2週間以内、妊娠36から37週の妊婦健康診査の受診時を目安として、かかりつけ産婦人科医と相談の上、PCR検査を実施いたします。不安のある方は、まずは、かかりつけ産婦人科医に相談をしていただきたいと思います。

○加藤 弘君

ちょっと伺いたいんですけど、この中の質問にはないんですけど、市内に産婦人科病院がないということを経年にも伺ったと思うんですけど、このことによって、市外の病院に行くための時間や交通費など、多額の費用を要したり、病院があれば税金面においてよい結果となると思案しておりますが、この数年間、どのような動きとか状況だったのか伺います。

○市民部長（吉田正明君）

本年4月から子育て世代包括支援センターの方を開設いたしまして、妊娠の届出時におきまして、保健師の方で全員面接を実施して、相談等も行っているところでございますけれども、そういった中でも、出産する医療機関についてのご相談があるということは承知しているところでございます。そういった場合につきましては、当然市内にそういった産院がございませんので、近隣市町の医療機関について、その情報提供を行っているというのが実情でございます。

本市に当然そういった産婦人科医が開設されることが一番であるとは考えますけれども、なかなか一朝一夕に解決ができるという問題ではございませんので、まずは、安心して妊娠、出産ができる相談体制の充実を図りますとともに、近隣市町の産院、また、産科との連携体制を整えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○加藤 弘君

市長にちょっとお願いしておきたいんですけど、この産婦人科に対しても、やはり市内に病院があれば、それだけやっぱり税も市に入ってくると。こういう方たちが出産するにあたって、約1年前後病院に通うわけですから、そういうことも考えていただき、市長があらゆる席に出たときに、そういう関係者がいたら、また、国内には、全国にいろんな病院を新たに造っている病院がありますので、そういう方と接する機会があったら、八街へという声をかけてあげていただきたいと思いますという思いでありますので、お願いします。

それでは、質問事項の第3に入ります。教育問題について伺います。教師の就業時間の問題等から、文科省の指導もあり、時間外や休日における部活動の指導や、管理に民間の方々の活用の指針が示されたと伺います。

また、コロナ禍における中での勉強時間の取戻しや、中学3年生の入試の問題など多岐にわたり、ご労苦に対し、感謝と御礼を申し上げます。

去る11月12日には、文教福祉常任委員会協議会として、インフルエンザとコロナウイルスの各学校の対応・対策について訪問を予定しておりましたが、コロナ禍での学校訪問を避けるべきとの判断から、教育センターの皆さんのご協力をいただき、議員控室にて、インターネット配信にて各学校長との対話が実現できました。教育センターの独立による新たな成果ではないかと評価しております。

それでは教育問題について質問をいたします。休日の部活動管理についてお伺いします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

中学校における休日の部活動については、新型コロナウイルス感染症予防を踏まえ、7月より段階的に再開してまいりました。教育委員会と中学校校長会が、随時連携を図り、活動日数や時間、内容等を協議してまいりました。

休日の活動に関しては、現在に至るまで、土日のどちらかとし、活動時間は3時間までに制限をいたしました。今後も、「八街市安全で充実した運動部活動等のガイドライン」に基づき、適切な休養日の設定について、学校に対して指導してまいります。

また、文部科学省からの通知による「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の観点を踏まえ、休日の部活動の段階的な地域移行について調査・研究を行っているところです。

今後、部活動における教師の負担軽減に加え、部活動の指導等に意欲を有する地域人材の協力を得て、生徒にとって望ましい部活動の在り方について前向きに検討してまいります。

○加藤 弘君

土日のどちらかで、活動時間は3時間までと制限されているということですが、各種競技大会等に参加される生徒の練習時間の確保はどのようになっているのか伺います。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

部活動の活動時間が制限されておりますので、スポーツ庁が示したガイドラインに沿って、合理的で効率的・効果的な活動を推進しております。これにより、練習の質を上げることで大会に備えるように努めております。

○加藤 弘君

それでは、質問要旨の第2、教育機関の手洗い蛇口自動化について伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

教育機関の手洗い水栓の自動化につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止策の1つとして、現在、整備が可能なところから順次進めております。

各施設の状況を申し上げますと、図書館につきましては、障がい者用トイレと児童用トイレの水栓以外は、開館当時から自動水栓となっております。なお、自動化されていない水栓に

つきましては、故障や停電等が発生した場合の対応を考慮し、自動化を検討していきたいと考えております。

中央公民館につきましては、令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、館内のトイレに設置した手洗い水栓を、今年度中に全て自動化する予定です。

スポーツプラザにつきましても、中央公民館と同様に、臨時交付金を活用し、館の内外にあるトイレや更衣室に設置した手洗い水栓を、今年度中に全て自動化する予定です。

また、市営グラウンドにつきましては、手洗い水栓を屋外に設置しているため、管理上の問題等を踏まえ、自動化が可能かどうかについて調査・研究していきたいと考えております。

小中学校・幼稚園につきましては、校舎内・園舎内に設置した手洗い水栓の大部分が、一般的な回転式ハンドルの水栓となっております。今後、八街市教育施設長寿命化計画に基づき、校舎・園舎の大規模改修を行うときに、水栓の交換も併せて行っていきたいと考えております。

また、臨時交付金を活用し、現在、小中学校8校の体育館トイレの全面的な洋式化を目指して、トイレ改修事業を進めております。この事業の中で、手洗い水栓の自動化も行うこととしており、来年度の事業完了を予定しております。

なお、小中学校体育館のうち、八街中学校と八街中央中学校の体育館については、トイレの手洗い水栓が回転式ハンドルのままとなっておりますので、今後、他の小中学校と同様に、自動水栓に交換していきたいと考えております。

○加藤 弘君

それでは、質問要旨の第3、発達障がい者のマスク困難について伺います、

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

現在、市内の小学校、中学校の通常の学級、特別支援学級において、必要に応じて適切にマスクの着用ができているため、マスクの着用困難者はおりません。今後、マスクの着用について、本人や保護者より相談があった場合は、感染リスクについて十分協議した上で、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるように対応を考えてまいります。

○加藤 弘君

先ほどの答弁で分かりましたが、次年度は今年度の税収の状況からして、大変厳しい年となることが予測されます。こういうときこそ、市民の皆さんの豊富な智恵と、それぞれの経験豊かな力をお借りして、八街市としてのよりよい街づくり、故郷づくりにご尽力いただき、市民と行政が手を組んで、協働の街づくりに邁進していただきたい。

また、これからますます寒さが厳しくなまいります。寒さが厳しくなると、人は免疫力が下がり、風邪やインフルエンザ、新型コロナウイルスなどの感染症にかかりやすくなると伺います。今年は、より一層の用心と、自らの健康管理は自らでと、改めて市民に呼びかけていただき、市民の皆さんが新たな年を平穏に迎えられるよう心に念じ、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で、やちまた21、加藤弘議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は全て終了いたしました。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日12月9日は議案調査のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。明日12月9日は休会することに決定いたしました。

本日の会議はこれで終了します。

12月10日は午前10時から本会議を開き、提出議案及び教育長の所信表明に対する質疑を行います。

議員の皆様に申し上げます。この後、議会改革特別委員会小委員会を開催しますので、開催に関する議員は第2会議室にお集まりください。

長時間ご苦勞さまでした。

（散会 午後 2時55分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件